

平成25年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成25年9月20日(金)

東洋町議会

余 白

平成25年第3回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
 開 会 平成25年9月20日(金) 9時00分宣告
 出 席 議 員 (10名)

議長 小野 正路 君	副議長 今宮 裕明 君
1番 福島 登 君	2番 平山 照生 君
3番 西岡 尚宏 君	4番 高畠 俊彦 君
5番 小松 熙 君	6番 小林 幸三 君
7番 松本 太一 君	8番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長	松延 宏幸 君	
副 町 長	大坂 哲也 君	
会 計 管 理 者	川田真由美 君	
教 育 長	奈良崎幸一 君	
総 務 課 長	光本 速雄 君	
税 務 課 長	安岡 良仁 君	
住 民 課 長	光本 孔士 君	
産業建設課長	伊吹真貴博 君	
教 育 次 長	藤村明美智 君	
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君	
総務課長補佐	長崎 正仁 君	
税務課長補佐	福原 良幸 君	
産業建設課長補佐	小池 昭平 君	
代表監査委員	弘田 賀軌 君	

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	生松 克祐 君	
事務局書記	築地 仲音 君	

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のでんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

4番 高畠 俊彦 君	5番 小松 熙 君
------------	-----------

平成25年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成25年9月20日(金) 午前9時開議

- | | | |
|---------|--------|---------------------------------------|
| [日程第1] | 認定第1号 | 平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第2] | 認定第2号 | 平成24年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第3] | 認定第3号 | 平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第4号 | 平成24年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第5号 | 平成24年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第6号 | 平成24年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第7号 | 平成24年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第8号 | 平成24年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第9号 | 平成24年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第10] | 議案第46号 | 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて |

- [日程第11] 議案第47号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第48号 生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更について
- [日程第13] 発議第6号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
- [日程第14] 発議第7号 来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書について
- [日程第15] 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書について
- [日程第16] 議員派遣について
- [日程第17] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
 - (2) 産業建設常任委員会
 - (3) 議会運営委員会
- [日程第18] 一般質問

余 白

平成25年第3回東洋町議会定例会 平成25年9月20日 金曜日
議事のてんまつ

議長

(小野 正路議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成25年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

まず、東洋町議会から住民の皆様にお知らせします。平成25年6月議会から、IP告知の4チャンネルで議会放送が視聴できるようになっております。今回も9月の定例会を放送しますので、よろしくお願いを申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として決算認定9件、補正予算2件、契約変更1件、発議3件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計17件で、それと、一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして諸般の報告を行います。9月12日に産業建設常任委員会、13日に総務教育民生常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。

次に、総務教育民生常任委員長から本定例会の開会日に付託を受けた、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択の陳情書、並びに道州制導入に断固反対する意見書は採択と、産業建設常任委員長から、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択の陳情書は採択との報告がそれぞれありました。以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入ります。日程第1、認定第1号、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案については歳入全般を総務教育民生常任委員会に、歳出については所管事項をそれぞれの常任委員会に付託してありましたので、審査結果について常任委員長の報告を求めます。最初に小林総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任委員 (小林 幸三総務教育民生常任委員長)

それでは、総務教育民生常任委員会からの報告を行います。平成24年

長

度一般会計歳入歳出決算につきまして、決算書を基に歳入全般と、歳出は所管事項について議会より付託を受けました。総務教育民生常任委員会として審査をして参りましたので、その結果を報告します。審査した日程は、9月13日でございます。なお、審査での主な質疑、意見につきましては、お手元の資料をご参照いただき、私からは要点のみを報告致します。ご了承下さい。

まず、一般会計の歳入の町税につきましては、平成11年度から13年間にわたり、県下ワーストワンという徴収率である。24年度は、そうした状況下でも、徴収率は前年度で1.7パーセント改善した。そのために取組んだ内容として、滞納者への税金相談の実施、強制徴収への取組の実施、税務職員の職務知識の向上等について説明を求めました。保育料につきましては、過年度分の収入未済額が問題となっております。監査委員の指摘にもありますように、過年度分の保育料徴収につきましては、計画的に徴収できる方策を構築すべきであるとの考えで、町の対応について説明を求めました。公営住宅使用料につきましては、滞納額について大きな改善は見られません。これも監査委員からの問題指摘にもございますが、具体的な徴収方法、法的措置を含めて、町の強い対応について説明を求めて参りました。子宮頸がんワクチンの助成につきましては、近年、副作用の問題が指摘されている状況の中で、助成金の増減、ワクチンの接種希望者の増減について説明を求めました。東洋町のホームページでもPRしております、ふるさと納税につきまして、その内容、件数や金額についての説明を求めて参りました。次に、一般会計の歳出の所管事項につきましては、町長の交際費についてであります。基本姿勢として、県行政と強い連携を図りながら、新規事業や予算の確保を実現するために、必要経費としての予算措置であった、というふうに考えるわけですが、こうした活動に比べて、昨年にも増して、不用額が多いということについて内容の説明を求めました。街灯設置補助金につきましては、町の街灯と地区の街灯では、管理区分の違いで、費用負担に差が生じているという実態について説明を求めて参りました。東洋町民生委員協議会補助金につきましては、組織体制、補助金の内容、活動内容について説明を求めてきました。また、東洋町主催で開催されました敬老会につきましては、記念品の費用やその内容について説明を求めました。東洋町の施設管理等業務賃金、これは斎場でございます。一般廃棄物取扱業務臨時賃金、生ごみ、資源ごみの賃金であります。これについて内容の説明を求めました。また、簡易浄化槽の設置件数と費用実績、更に浄化槽の管理業者、これは東洋町に不在ということを踏まえて、今後の配置等も含めて、町としての対応に説明を求

めて参りました。また、太陽光発電設置事業の補助件数、老朽化住宅の取壊件数について、町の費用負担も含めて説明を求めました。最後になりますが、各学校の防災事業の整備、これは耐震化でございますが、進捗状況について説明を求めて参りました。なお、町からは、これらの質疑に対して、お手元の資料に記載しておりますとおり、答弁をいただいておりますので、その説明は省略をさせていただきます。総務教育民生常任委員会では、ただいま、ご報告した内容を踏まえて、慎重に審査した結果、全委員の賛同を得て、本案について原案を可とすることを決定致しました。これで委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

総務教育民生常任委員長の審査結果報告が終わりました。続きまして、西岡産業建設常任委員長。

産業建設常
任委員長

(西岡 尚宏産業建設常任委員長)

おはようございます。産業建設常任委員会より報告致します。9月12日に委員会を開催し、本議会より付託を受けておりました、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算のうち、歳出の所管事項について審査を行いました。質問の主な内容を報告致します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。農漁村女性グループについての活動内容、マスタープラン作成事業、環境保全型農業推進事業については事業内容及びその成果。農道については整備率。有害鳥獣事業については、対策及び被害状況、駆除報酬並びに狩猟免許取得の補助内容。高規格道路、県道船津野根線については整備状況。野根海岸高潮対策事業については整備計画。地籍調査事業については、地図混乱地区の調査、次年度計画などについて質疑応答がありました。慎重に審査した結果、本案については賛成3、反対1をもって、原案のとおり認定することに決しました。以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長

(小野 正路議長)

以上で、各常任委員会の審査結果報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑は決算に関連する質疑のみ認めます。質疑はありませんか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

24年度一般会計の決算について、何点か質疑させていただきます。1つ目にですね、これはもう年々、ずっと決算報告でも出ておりますけども、町民税の収入未済額は1,705万円、不納欠損が123万円決算されていますね。同じく、固定資産税の収入未済額が1,997万円、不納欠損額が197万円決算されております。自動車税を含めて、町税全体の収入未済額は3,884万円となります。不納欠損は336万円。確かに、昨年度と比較してですね、収入率は上がっております。しかしながら、その問題としたいのは、不納欠損の処理額は、前年度よりも70万円増額、上がっておると、こういうことでございます。確かに先ほどもありましたように、どういいますか、説明でもありましたけれども、行って、相談にも来ない、あるいはまた督促を出しても相手にしない、そういう方に対して、一つは強制徴収を行っているという説明もありました。そして、それ以外にどうしても払えない方に対する不納欠損処理というのは、私も認めたいと思います。しかし本当に、この70万円が、増加した分含めてですね、正当な理由で不納欠損されておるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。それから2つ目にですね、庁議で、25年度から徴収率が県下最下位であったと。その脱出のために未収金対策室若しくは債権管理室のようなものを設置してですね、設置の検討をして今後、この対策に充てていきたいと、こうありましたね、検討したのかどうか。また、その検討したなら結果、どうなったのかどうか、それが動いているのかどうか、お聞きしたいと思います。これが1つ目の質問でございます。

それから2つ目の質問については、議長交際費21万5,000円の用途と議長活動についての質問については昨日、議長から認めないということがありましたので、これは質疑できないということで削除しておきます。

それで2番目を飛ばしまして、3番目の職員の人間ドック委託料20万円についてお聞きしたいと思います。成人病などのですね、検診については住民全員が集団検診の対象になっております。そして、これに対する公費の負担というのは、これは問題ないと思います。ただ、職員さんのですね、人間ドック費用の公費助成はどうかなという疑問を持っております。高い給料をもらっております。私達から見たら、住民さんから見たら。そういう中でですね、こういうことに対して、特別に補助があるということに対して疑問を持っております。今後、住民同様、自腹で受けていただけないか。26年度からの是正を求めたいと思いますが、考えを聞きたいと思います。

4番目の質問になります。どうしましょう。なんぼかで切らしていただきたい。

議長

(小野 正路議長)

1ページ、いって下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

4番目になります。避難支援プラン事業人件費及び消耗品費、計278万5,000円の成果と必要性についてお聞きしたいと思います。何度も言いました。これは、ほんまに言うのが嫌になっておりますけれども、対応がないのでもう一度、最後に、もう一度という感じで質問させてもらいたいと思います。前課長当時から、これは指摘していた問題でございますけれども、このプランの作成というのですね、年々、数百万円も掛けて、震災時、避難のときに、その共助、介助の必要な方、体力的あるいは、いろいろな事情です、動けない方等ですね、事前にチェックをしておき、いざのときに周りの人あるいは関係者が介助して逃げるためのデータと、こう聞いております。しかし、これはですね、プライバシーの問題があって、消防団の方にも知らせられないというリスクも聞いております。そういう個人情報であり、誰にでも公開できないものなんですよ。公開できなければ、そのデータを基に誰が、誰をどのように助けに行くのか、いざのときですよ。それが全く説明がございません。分かりやすく説明を求めたいと思います。また、避難支援システム保守委託料として40万円が出ておりますね。非公開のデータを、どこが保存して、管理しているのか。そしてまた、同じように、その保管されているデータを、いざのときに誰がどうやって活用して、誰が助けるのか。併せてお聞きしたいと思います。これが4番目でございます。

5番目の質問として、就労促進資格取得助成金15万円の効果についてということでお聞きしたいと思います。これは何年も前町長時代から、ずっと継続されて、やっておられる事業でございます。高校卒業者など、就業するために必要な自動車免許取得費用の公費助成制度であります。24年度は何人取得したのか。23年度には90万円もの活用があったのに、24年度は予算50万円のうち、35万円の不用額が出ておりますね。こういうことについて、見込みも含めて結果を、理由をお聞きしたいと思います。できれば、ちなみに25年度の途中経過もお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは田島議員のご質問にお答え致します。私の方からは、町税の關係の答弁をさせていただきます。田島議員のご質問のとおり、不納欠損額が全体で、前年度と比較して、約70万円増額をしております。これにつきましては、固定資産税の不納欠損額が前年度と比較をしまして、92万円増額されまして、197万円の不納欠損処理をしております。今回の不納欠損につきましては、5年の消滅時効に係るものが全てでございます。この内訳をいいますと、倒産した法人2社の滞納分を不納欠損処理したことが、増の主な要因でございます。固定資産税の全体の不納欠損処理件数は、前年度と比較をしまして10件減っております。ということで、10件減って59件、不納欠損処分をしております。この197万円の不納欠損処理の内訳を申しますと、地方税法18条の5年消滅時効に係るものが172万円、税法の15条の7による執行停止に係るものが25万円、計197万円となっております。今回、不納欠損したほとんどの方が生活保護、行方不明、生活困窮者でございます。よろしく願いを致します。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。私からは大きい1番の2番ですね、この件についてお答えを致します。未収金対策室等ということでございますが、現在のところ、他の室ですね、室の設置等は、今のところはまだ、検討をしております。昨年の9月議会で、残された任期中には、機構と事務の再編と事務の見直しも実行しなければなりません、全私債権について統一した管理台帳的なものを作成し、議会への報告を義務づけることを含めた、私債権管理条例を制定したいと考えております、というふうにお答えをしております。任期中には公債権、つまり税等ですが、私債権を含めたものとするのか、債権管理条例等を制定致したいというふうに思っておりますので、議会議員のご協力もお願いしたいと思うところでございます。現在、税務課はですね、強制徴収への取組を本格化させているところでございます。執行停止を含めた滞納整理にも取組んでいるところでございます。この強制徴収は、本年度からは租税債権管理機構とも合同で取組む予定もしているということでございます。このように税務課も一歩、一歩、成果を積み上げているところでございます。大事なことは、継続した取組が必要だということでございます。かつ

てのように、人事の一新でありますとか、核騒動の混乱時に途絶えることはあってはならないというふうに考えております。課の組織再編も、人材の育成も含めると、その時期を見極めることが必要でございます。今、税務課のがんばりに期待をしているところでございますが、他の部署もただ単に、組織の再編を待つようなことではなく、自ら関心を持って、職務に誇りや使命感を感じて、公務に取り組む姿勢から、職員養成をしていかなければならないということを痛感しているところでございます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは私の方から、3番目の職員の間ドック委託料209万円についてご説明をします。職員の間ドックにつきましては、町の負担分としまして20万円、40名分でございます。市町村共済組合に支払っております。町としましては住民の福利厚生と同じように、町職員につきましても地方公務員の福利厚生制度によりまして、職員の保健、健康回復、その他厚生に関する事項について計画を遵守し、これを実行しなければならないと規定されております。町としましては職員の保健、健康管理の一つとしまして、市町村共済組合と互助会、また、町で費用の一部を負担しまして、間ドック等の検診を推進しておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方から、大きい4番と5番についてお答えしたいと思います。まず、大きい4番の避難支援プランの関係ですけれども、これにつきましては、田島議員が言われるように一切、公開できないようなものではなくて、自主防災組織や消防など、町が定める関係者に、情報提供することに承諾を得られない方の分だけ公開できないということで、承諾を得られたものについては、自主防なり、消防なり、全て公開できるということになっております。それとですね、システムデータ自体は、町が管理をしております。以上です。

次に、就労促進資金の関係ですけれども、これにつきましては、確かに、2

4年度、3件の15万円だけ執行されておりますけれども、23年度と比べてですね、どうして減ったかということにつきましては、事業実施要綱の一部が24年の4月1日で改正をされております。その中身といいますのは、これまで10万円であったものが、5万円ということで、半額に変えられておることですね、もう一つが非課税世帯ということに規定をされました。このために減ってきたものと見込んでおります。それと、25年度の現状ですけれども、本年9月現在で1件、実施をされております。以上です。(議席より、答弁漏れ、お願いします。4番の誰が、誰を助けに行くかというような、そういう計画までできているのかとの発言あり。)それにつきましては、そのプランの中身は、1名ないし2名ぐらい登録をされております。同意をいただいた方については。以上です。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。今の4点の再問ですね。

8番議員

(田島 毅三夫君)

そうです。まだ熱の冷めないうちに、先に4番、5番から課長に聞いておきますが、その計画をですね、データは揃えた、揃えたけれども、それがそのまま保管されている状態であれば、何も意味がないと。それを今いうように、自主防災組織なり、消防団なりに下ろして行って、その確認を把握、掌握をしていただくと、その方々の。そして、いざというときには、その消防団あるいは自主防災組織の中で、この方をこうやって、誰がどうやって避難、介助するかということまでね、決めていただかなければ、ただ、データ、こうやって何年も、何年もずっと揃えておりますけれども、このデータも年々、変動しているんですよ、状況がね。だから、一回取ったら、ずっと使えるというものではないんです。そういう意味からいっても、これは活用していかなければ意味がない。無駄になる。そういう意味から、今後、カチッと計画を立てていただきたいと思います。

それから、この就労の分についても10万円が5万円になった、あるいは非課税という、そういう所得制限が出たと、こういう説明でございますが、これは本来、大分、古い話になりますが、高畠議員の方から、高校卒業した時点で結局、まだ、その18歳未満であれば、そのできないと、免許が取得できないというような話があって、意見書が出たこともあるんですがね。そういうようなことも踏まえて、やはり卒業してからも就労できるように、なるべく、そういう行政が、その補助、フォローしてあげると。即、現場に出て、出たらそのま

ま即戦力となれるというようなところまでね、やってあげなければ意味がないと思います。そういう意味からも、やはり、この10万円を5万円に下げたというようなことではなくて、そのままやっていただけないか、26年度はもう一度、10万円の補助あるいは非課税ということを撤廃できないかという質問でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから1番目に戻ります。先ほど課長から説明がありましたが、私が聞いていたのが、ここだったんで、一番大事なところ、この結局、5年消滅時効で170万円分が不納欠損されておると、そして、それ以外の行方不明あるいは死亡者、それから生活保護世帯などの、そういう方の分が27万円と、こういうことになりますね。この5年ということが、これは時効なんです。確かに時効がありますが、これは時効が停止できます。この時効に5年で切っていくという、そのときの判断が知りたい。結局、5年、5年で全部、順繰りに切っていくのであれば、前と同じになるんですね。そうでなくて、5年を一旦、止めておいて、そして、その方の事情を聞いてあげる、相談に乗ってあげる。そしてもし、払える方には払っていただく、払えない方には猶予する、あるいはそういうような形でやっていくのか、それとも、この5年というのは、5年がきたら即、そのまま打ち切っていくのか、そここのところをもうひとつ、説明していただきたいと思ひます。それから確かに、不納欠損というのは仕方ない、あるいは先ほど言いましたように、保護世帯に変わった、死亡者あるいは行方不明、そういう仕方ない部分もあります。しかしながら、それ以外の、やはり、人に対してはもう少し、やはり督促状等の文書だけでなく、こちらから足を運んでいただいて、徴収相談というのもあるわけですからね、納税相談員という方もおられるわけですから、そういう方に足を運んでいただいて、個々にその人の事情を汲んでいただきたい。そう思ひますが、そういう考えがあればお聞きしたいと思ひます。それから今後ですね、これはうちの、一つの案でございますけれども、一括納付あるいは短期分割納付なども、

議長

(小野 正路議長)

田島議員、自分の案というのは。

8番議員

(田島 毅三夫君)

これをいって説明をもらいたい。

議長

(小野 正路議長)

それは、質疑の中に入っていないから。そういうこと。

8番議員

(田島 毅三夫君)

改善策を訴えて、答弁をもらいたい。

議長

(小野 正路議長)

簡潔に。

8番議員

(田島 毅三夫君)

はい、分かりました。一括納付あるいは短期分割納付などを勧めて、完納者には税額を減額するというような、報奨的なものは取れないか、対策は。一つの提案でございます。これは滞納者で資産売却を希望する人があれば、少しでも有利になるように、ネットでの仲介等、行政ができないか。こういうことを今後、検討して、できるならば対策室等で検討していただきたいが、考えをお聞きしたいと思います。それから今、固定資産税が大分、上がったと聞きましたね、税の滞納といえますか、不納欠損が。確かに山林の資産価値がなくなっております。山林所有者も大きな局面に、危機的な局面に立っているわけですね。今後、山林資産価値が上がるまでの間、現在、高止まりしている固定資産税等の課税評価額をですね、暫定的に一時、引き下げるようなことはできないか。こういうことでございますが、そういう特例措置を取っていただいて、その今現在、低迷している問題が改善するまでの間、一時的にでもですね、この固定資産税の評価額、課税額を下げることはできないか。そういう相談でございますが、考えをお聞きしたいと思います。それから一つは、その軽減する理由としてですね、山林はCO2の吸収、これは皆さんよくご存じだと思いますけれども、それから、水源涵養林としての大きな役割があります。そういう貢献なども考えていただいてですね、少しでも課税評価額を下げていただけないか。そういう質問でございます。考えていただけないかという質問でございます。

それから最後の3番目になりますが、この人間ドックの問題については、1人5,000円で40人分ということですね。そういうことであれば、私は、これは住民さんにもこの制度を、この措置をやってあげていただきたい、住民さんにも。住民さんは全額自己負担なんです、5,000円になるか、それ以上、以下になるか分かりませんが、職員さんと同様の個人負担分については、何らかの形で助成していただけないかという質問でございます。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

ちょっと、ご質問がたくさんありまして、抜かるところがありますが、ご指摘の方、よろしく願い致します。まず、5年時効の判断ということでございますが、地方税法上、5年で時効が消滅するというで謳われております。その中でですね、税務課の方で時効の中断措置等を行っております。滞納者の方から債務の承認を書いていただいたり、それとか滞納処分、差押えをすることによって、時効を伸ばすということで。そういう措置をしながらですね、全然、音沙汰のない方等についてはですね、5年で時効が消滅される方もおりますが、今後ですね、こういう方がないようにですね、滞納者に対して財産調査等々を行ってですね、納め逃げというか、そういうことがないようにですね、やっていきたいと思っております。それと、固定資産税の課税標準額の引き下げということでございますが、これにつきましてはですね、今のところ現在、考えておりません。あと、大きい問題ですので、町長の方から答弁があると思いますが、私的には今のところ考えておりません。それと、税の完納者に対して減額措置を、というお話でございますが、本町、徴収率が低いわけでございますが、10人おったら9人の方が完納していただいております。徴収率が現年で96パーセントありますので、10人おったら1人の方が、単純計算ですけれども、1人が滞納ということで、9人の方に軽減措置ということにはなかなかありません。ということで現在、軽減措置等々については、現在のところ考えておりません。それより、1割の滞納者に対して法的な措置を取っていきたいと思っております。よろしく願いを致します。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。先ほどの税の固定資産税の評価ですかね、評価額、(議席より、軽減のとの発言あり。)評価額のことですかね。その件につきましてはですね、やはり年々、評価額も下がってきております。今日の新聞にもですね、下落率、安芸郡で東洋町はトップでございます。そういったこともございまして、しばらくの間は上がっていくことはないのではないのかなというふうに思っております。それと今、秋の国の方でですね、秋の国会に向けて、税

制改正の議論がなされておりますが、地方の財源であります、この固定資産税のうちの償却資産が廃止にされるという議論も出てきておりますので、どうなるかは分かりませんが、国の議論は見守っていかなければなりません、今のところ本町のですね、自主財源であります固定資産税について、これは年々、評価額が下がってくるというような状況がありますので、直ちにですね、独自の形の軽減策でありますとか、評価を極端に見直すとかというようなことは考えてはおりません。

税に関しましては以上でございますが、それと、免許の取得の関係でございます。これは23年度は9件ございました。それから、24年度は3件ということで、この減った原因がですね、ただ単に、要綱を改正したから、こういう形になっているのかということは、ハッキリとは分からないと思います。所得の低い方を優先するというような意味での非課税世帯にするということで、しておりますので、ただ、子どもの数がですね、年々、減ってきております。18歳に到達する方が、その年度によっても多い年もあれば、少ない年もございます。その辺のところも精査しなければなりません。6名減ということの具体的なことはですね、それを見極めて改正するかどうかということもまた、検討しなければなりません、改正するお約束ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)
再問にお答えします。職員の間ドック委託料20万円についてでございますが、再問では、住民にも適用できないかという質問でしたが、ここの職員の間ドックにつきましては、総務課の管轄の質問のみの回答ですので、その件につきましては、私の方から説明は控えさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)
光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)
田島議員に支援プランの関係でお答えをしたいと思います。今、データを集めて、ため込むだけでは意味がないというような趣旨であったと思ひますけれども、全くそれは、そのとおりと思ひますが、現在、随分、時間も掛かっ

てきたという認識はしておりますけれども、提供できる形にするためのデータの入力について、実際には、もう徐々に始めております。といいますのも、いただいた、集めたデータというのは、そのままでは本来、防災とは、また違う意味でのデータも含まれております。身体の状態とか、薬の状態とかありますので、消防なり、自主防に、避難のために提供できるようなデータにするために、入力作業に取り掛かっておるところでございます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。たくさんの質疑の通告が出ておりますので、時間配分、スピード、アクセルをふかして下さい。よろしく。

8番議員

(田島 毅三夫君)

今、住民課長から、そういう説明がありました。ただ、先ほども言ったように、その収集の方が行って、聞いて、その方が登録を拒否されたら登録できないと、こう言われました。それでは意味がないということなんですよ。だから、私はいつも言っているように、隣近所の方に一つのグループを作っただけであれば、その隣近所の方が把握できると、掌握できると。どんな状態であろうと、Aさんはこう、Bさんはこう、ということは、普段から分かるわけですから。そういう方に、これをやっていただけというのが、うちの。公的の方が行って、断られたなら、それ以上入れないというのであれば、その周りの方、普段の生活をしている方から、そういうことをしていただくと、こういうことを今まで言ってきたんです。これは変更、そういう事業の内容変更をお願いしたいが、最後に、それをお聞きしておきます。

それから後先になりますが、5番目のですね、就労促進について1点お聞きしておきますが、確かに、こうした資格取得助成は、私は大賛成でございます。この自動車だけに限らずね。こういうことはやはり、幅広くやってあげなければいけないのではないかと。人材育成あるいはまた失業対策等を考えたらね。例えばですね、保健婦さんやケアマネージャーやら、各種船舶資格など、今、ほとんど東洋町の方は少ない、あるいはない。そういう資格取得者がおりますが、そういう方に助成して、公費助成で、そういう就労促進ができないか。船舶の方の機械修理等もいけませんね。いますか。おりますけれども、大きい船舶はよそから来ていると。こういう方に対して町が助成をして、そういう資格取得者を作っていくと。そして、その方に地元に残っていただいて、仕事をしていただくと。こういう体制を取っていただきたい。これは一度、26年度の事業に入れてもらえないかという質問でございます。

それから先ほど町長の方から、固定資産税の方の評価額等も下がっていると、こう言われました。確かに評価額は下がっていると思いますが、それに対する課税額はですね、結局、何十年もなりますかね、バブルのときのそれが、いまだに尾を引いて、そして今、現実と合わない状態になっているという説明を受けておりますが、私は、それを下げていただきたいと言っているんですね。その分を一時的に、特例的に、その景気がよくなるまでの間、下げただけでないかという質問でございます。もし、答弁があればお聞きしたいと思います。それから、資産売却する場合に、山、山林なんかは今、なかなか売れないんですね。そのときに資産を売却して、滞納分を払うという方がおったとしても、なかなか売り口が探しにくいというリスクがあります。それを町は何らかの形で、ネット等の競売等を考えてですね、応援してあげられないかという質問でございます。以上、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 (小野 正路議長)
住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
再々問についてお答えしたいと思いますけれども、隣近所で共同し合っ
て、避難しようという話につきましてはですね、この事業自体の趣旨からい
えば全く、別な観点での防災ということになると考えます。なお、それとは別に
ですね、大規模災害においてはですね、どちらかという、このデータは避難
所におけるの安否確認や避難生活におけるですね、支援という観点の部分
も多分に持っております。ということで、議員の言われたように、隣近所、共
同して避難ということについてはですね、この事業等は別に、(議席より、そう
ではない。それなら余計、近所からのグループでの支援が大事だとの発言あ
り。)隣近所合わせてということであればですね、この事業とは、ちょっと趣旨
が、目的というか、形が変わってくると考えますので、別な防災の観点で検討
していただくべきだと思っております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)
田島議員のご質問にお答え致します。固定資産税の評価の引き下げとい
うことなんですけれども、この固定資産税、家屋等につきましてはですね、年

数が経ったら評価額というのは下がっていきます。下がっていきますが、ある一定、年数がきたら下げ止まりということで、ゼロにはなりません。ということで、うちの方にもですね、もう家屋が20年、30年経っているのに、何で固定資産税が掛かるのかという、お問い合わせもごさいますが、実際、家が建っている間はですね、もう固定資産税が掛かるということで、ご理解をしていただきたいと思います。それとですね、ネット公売というか、競売ですかね、固定資産税、土地等の。これにつきましてはですね、滞納者の不動産等についてはですね、滞納処分の中で公売という制度があるんですけども、善良な納税者に対してはですね、町が土地、不動産の斡旋ということになりますので、それはちょっとできんと思います。滞納者についてはですね、滞納処分の中で公売という制度がありますので、そういう形を取ることは可能でござい
ます。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほどですね、住民課長の方からもお答えを致しましたが、現在、福祉の、地域福祉活動が推進されるということで、名簿の作成が始まっております。高齢者、障害者等の方の名簿でございしますが、これをですね、東日本大震災以降ですね、これも災害のときに、どういうふうに活用するかというところから、このような田島議員ご指摘のようなことも出てきたわけでございまして、この災害対策基本法の一部を改正する法律というのが、本年の6月に公布されたばかりでございまして。この中には当然、その高齢者でありますとか、障害者等の災害時の避難に、特に配慮を要する者について名簿を作成し、ということになってございまして、あくまでも本人からの同意を得て、消防でありますとか、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとする、というようなことになってございまして。名簿の作成に際し、必要な個人情報を利用できるということでございまして。当然、自主防災組織の方も入ってくるわけですが、支援等の実施に携わる関係者ということになってございまして、広く解釈することもできるわけですが、法律が施行されて間もないということでございまして、(議席より、結局、本人が断った場合にとの発言あり。)当然、本人の同意を必要とするというところは、やはり変わっておりません。(議席より、そこで抜けているからフォローをして下さいとの発言あり。)今、名簿を作成している方の中ではですね、ほとんどの方に同意を得ているというふうにも聞い

ております。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。せっかく、田島議員さんの希望で区切りを細かくしているの、その辺、含めて。

8番議員

(田島 毅三夫君)

結局、全部やるのも一緒やかね。

議長

(小野 正路議長)

スピード、アクセルふかして下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

6番目の質問、入らせていただきます。高齢者の米配給事業委託費、計628万円が決算されておりますね、24年度。その成果についてということでお聞きしたいと思います。米の配給者の制限年齢があり、それから所得制限がありましたね。そういう人以下の、その制限にクリアされた方だけ配布をしていたということですが、人数は確認できておりません。双方クリアした方の人数をまず、お聞きしたいと思います。それから、いまだにですね、町を回って行きますと、やはり、この再開を求める声が非常に強くあります。26年度は受給資格をもう少し厳しくしてでもですね、本当に困っている人に絞ってでも支給の再開はできないか。これを町長にお聞きしたいと思います。

それから7番目になりますが、高齢者の住宅使用料収入、24年度11万4,000円決算されております。対して587万2,000円、総額ですけれども、修理費も入れましてですね、587万2,000円の費用が出ております。その対効果についてお聞きしたい。これは厳しい質問になるかも分かりませんが、このままでは大変なことになります。約600万円近い赤字をですね、弱者救済事業、こんだけのお金があれば、本当にたくさんの方が助かるわけです。今、生活に困っている人がたくさんおります。年金生活でね。そういう方に回せたら本当に助かるんですが、そういうことも踏まえてですね、どうでしょうか、その高齢者住宅は採算が取れるという言い方は悪いですが、活用して、順調にいけるようにするために、何度も言いますが、あの壁を取り払って、一つの大きな部屋にして、そして、多くの方が入っていただけると、こういうように提案するんですが、これは法的に、あれは無理なんですか。その今いう、壁を取り外すのが無理だとか、分からん

という返事は聞いておりますが、今日はカチッとお返事をいただきたいと思
います。法的に無理なんでしょうか、お聞きしたいと思えます。それからもし、で
きるなら思い切って部屋を広くして、夫婦でも住めるような、住みよい住環境
にして、多くの人に入居してもらおうよう提案したいのですが、この考えはござ
いませんか。そうしなければ、今のままでは大変なことになります。それと関
連しますけれども、2つ目に、電気調理器とかね、簡易な煮炊きができる環
境にしてあげたらどうか。そしてまた、図書や、本ですね、それから、ビデオ、
レコード、娯楽器具、例えば熱帯魚のような、そういう情緒的なものですね、
そういう物などを置いて雰囲気を変えていく。そして、家庭と変わらないよう
な、自分の家と同じというような雰囲気を作ってください、そして、入居者
を増やしていただきたい、いこうじゃありませんかという質問でございます。
答弁をよろしくお願い致します。

それから8つ目になります。後期高齢者の医療費の扶助80万円について
お聞きしたいと思えます。24年度、この事業によって何人ぐらいの方が扶
助されたのか。これは累計でなしに、個々の人数をお聞きしたいと思えます。
そして25年度、廃止しましたが、これは非常に喜んで下さっております。廃
止した理由をお聞きしたい。前のときには、医療費が随分と増額になったと
いうことであつたんですが、それによって上がったものかという関連がちょっ
とやはり、確定しておりませんでしたので、お聞きしたいと思えます。それか
ら26年度に、これをもう一度、再開してあげたらどうかという質問ございま
す。

それから9番目、老朽住宅の除却事業補助金が560万9,000円、これ
について成果をお聞きしたい。これは非常に、これは皆さん喜んでおり、また
頼りにしておる事業であります。東洋町はご承知のように、空き家ばかりにな
ってしまっております。どんどん増えております。やがて雨漏りがして、壁が
剥がれて、屋根が飛ぶ、そういう空き家がいくらでもあります。本来なら自己
負担で除却するものと思えますけれども、本町には除却補助制度があつて
喜ばれております。この補助金は半額の県補助金が減少しており、多くの申
請者が漏れて困っている現状でございますが、24年度は何件ぐらいの申請
があつて、そして、何件が認可されたのか。また、25年度も、もし、よろし
ければ含めてお聞きしたいと思えます。今後、ますます老朽住宅は増えてい
くと思えますけれども、空き家は増えていくと思えますけれども、津波避難路
や甲浦地区のように密集地域では、倒壊の危険や避難への支障が出ると思
います。避難計画は立てていても、その家が潰れたら、そこで、その計画が
ストップするわけですよ。そういう大きな問題があります。そうした家の除

却は急がなければいけません、全額、個人負担では厳しい人もいます。県補助が少なく、進まないなら、26年度からやはり、これは町単独の補助金増額ということにならないか。そして、少しでも多くの危険家屋の除却の推進を求めたいが、いかがでしょうかという質問でございます。

それから10番目になりますが、地域津波避難計画作成委託費577万5,000円で作った計画書を見たいという質問でございます。3.11の東北の津波以降、国や県の対策計画は次々に変更があつて、いまだに今、確定していないものもあるのも事実でございます。高台移転の推進など、いまだに確定しませんが、その中で、24年度地域津波避難計画は577万円も支出して作成されていますね、決算されています。どこの誰に委託して、どのような計画を作ったのか。全住民に公開を求めたいという質問でございます。また、それを使ってどう避難するのか。延期になった避難訓練は、この間の9月1日にですね、延期になりましたね、避難訓練が。その避難訓練には、この計画を基にしてですね、各地区集まって、その基にして、計画によって避難していくと。こういうことにならなければ、せっかく作った、こういう計画が無駄になるわけです。600万円近く作った計画がね。それが活用されなかったら無駄になるんですよ。そういう意味からも、次回に活用を是非、していただけるようにしていただけないかという質問でございます。それから、同時に600万円計上された地域防災計画作成委託料は、これは減額されました。だから、100万円減額して、25年度に繰越されておりますね。これは現在、どのようになっているんですか、進捗状態は。この地域防災計画作成委託料510何万円でしたか。これの繰越された分、24年度から繰越された分について、今、どのようになっているか、その進捗状態をお聞きしたいと思います。

それから11番目になりますね。教科書の改訂に伴う中学校指導書、教科書購入費180万5,000円についてお聞きしたいと思います。甲浦中学校が80万5,000円であり、野根中学校は100万円と約20万円の金額に差があるんですよ。町立学校であっても、こういうものは、教科書は違うのかなという気もしているんですが、説明を求めたいと思います。教師の数は野根が少ないと聞いておりますが、金額が多くなっております。両校で購入条件が違うのか説明を求めたいと思います。また、この指導書は随分と金額が張っておりますけれども、もっと安くならないのかという、単純な疑問でございます。よろしくお願ひします。

それから財産調書として、1点目、2点目、これについては先ほど、冒頭に担当課長から修正がありましたので、この質問は省きます。

そして、数字の2番目の質問に移したいと思いますが、町は国債が4件、

2, 120万円保有していますね。それから、新日鉄の株が額面50円を5, 600株、金額にして28万円所有しております。それから、住友金属株、額面50円を945株、金額にして4万7, 250円分を持っております。しかし、株価というのはご承知のとおり、変動するものでございます。年度、年度の決算時には同じ金額が出てくるんですが、どうでしょうか、現時点での株価の報告をするように求めたい、という質問でございます。それから、関連しますが、奨学基金やその他の基金運用の有価証券も同様、年度中の増減がありません。この計上も重ねて求めたいと思いますが、答弁をよろしくお願い致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方からまず、大きい6番からお答えをさせていただきます。高齢者配給米についてですけれども、これについてはですね、対象者というのは75歳以上で、年金、その他の所得が150万円以下ということになっておりました。75歳以上の方だけを見ますと773名おりました、実質に支給を行ったのは427名でした。次にですね、再開を求めるということですが、現在において再開することは考えておりません。

次に、一つ飛ばしまして、8番にいけますが、これについてはですね、どれぐらいの方が扶助を受けたのかというご質問だったと思いますけれども、議員ご承知のとおり、24年3月末で終了しております。現在、24年度の予算化されておるものについては、診療を受けた月の翌月から起算して2年間は、それを請求することができるということで、つまり、新規の診療を受けた分ということではなくて、以前に診療を受けて、まだ請求されていない方のために門戸を開いておるといふ措置でございますので、24年度についてはですね、件数で申しますけれども、82件申請がありました。ちなみに、25年度も2年間、請求権を持たれておりますので、予算を組んでおりますけれども、9月現在、まだ1件も請求がございません。

次にですね、老朽住宅の除却についてですけれども、24年度ですけれども、15件の申請がございまして、6件実施をしております。ちなみに、今年ですけれども、25年度は申請が22件ありまして、6件の決定をしております。確かに補助金が随分と減ってきておりますので、申請件数に対しまして決定されるのが随分、少なくなっております。ただ、議員が言われるように、町単

でという意味だとは思いますが、補助事業がある間は補助事業で対応する、25年度については、これまで国が2分1補助をしておりましたけれども、25年度については、町の2分の1の更に半分を県が補助するということになっておりますので、町は4分の1の負担で済みますけれども、数は減っておりますが、そういうふうに制度も変わってきておりますので、町単の金額を持ち込んで複雑化をするというよりは、補助制度があるうちは補助金を使って実行していくべきと考えております。私の方からは以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方から、7番目の高齢者集合住宅使用料の件についてお答え致します。高齢者集合住宅への入居につきましては、これまで住宅入居案内の訪問や包括支援センターでの相談などを実施してきたところでございますが、部屋が狭いことだけで入ってくれないのか、また、介護サービスなどが施設で提供できないためなのか、どのようなことを改善すれば入っていただけるのか、結論を出すには非常に難しいところがあります。法的には、国の承認を受けないで変更することはできませんので、変更するのであれば、どのように変更するのか、総合的に判断をした上で承認を受けることとなりますので、慎重に検討する必要があると考えております。次に、2つ目の回答ですが、高齢者住宅には調理室があり、そこには電気調理器が設置してあります。これは入居される方が自由に使っていただくようになっております。各部屋へは利用者がテレビや冷蔵庫、また、電気調理器なども持ち込めるようになっております。建物の中央にはホールがあり、談話や食事ができるいすやテーブル、また、テレビやマッサージチェアなどが置いてあります。また、その他に必要な物が、どういうものが必要なのかというところをまた、今後、検討して参りたいと思っております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

私の方から10番目、地域津波避難計画作成委託料577万5,000円で作ったのを見たいということですので、その件についてご説明をします。地域

津波避難計画につきましては、総務課に置いてありますので、開示はいつでもできますので、ご覧になってもらいたいと思います。それと、その部分を、その計画書をコンパクトにまとめたものが津波避難マップでありまして、それにつきましては、全戸配布をしております。マップには津波の浸水深や海拔を表示しております。また、既に完成しました、避難場所、避難道路や、これから計画の避難場所、避難道路を掲載しておりますので、今後の避難訓練で活用していただけたらと考えております。それと、2番目の地域防災計画作成についてでございます。これにつきましては、25年度への繰越事業でありますので、答弁は控えますけれども、金額は504万円で委託契約をしております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
奈良崎教育長。

教育長 (奈良崎 幸一教育長)
私からは11番目の教科書改訂に伴う中学校指導書、教科書購入についてということでございます。両校で購入条件が違うのかということでございますが、両校とも同じ指導書、教科書を購入しております。金額の多い野根中学校につきましては、英語教科の教職員の要望によりまして、英語の教材用のカードを19万5,300円で購入しております。また、金額が高いのもっと安くないのかということでございます。このこともちょっと調べましたが、教科書及び指導書は毎年、毎年のものでなく、何年かに一度ということでありまして、それと、取扱う店も少なく限られておりますので、安くないということでございます。以上でございます。

3番議員 (西岡 尚宏君)
議長。

議長 (小野 正路議長)
休憩します。
(休憩時間:10時15分)
老朽住宅除却対象についての協議。

休憩前に引き続き、会議を開きます。
川田会計管理者。

(再開時間:10時17分)

会計管理者 (川田 真由美会計管理者)

それでは財産調書につきましての2番の、アラビア数字の2番になりますが、株価は変動するものであるということですが、先ほど、冒頭で差し替えをしていただきました、351ページの有価証券の明細のところ、すいません、訂正させていただいておりますので、ここ、ご参照していただけますでしょうか。国債につきましては、額面どおりの金額ですので、売却とか購入しない限り、国債4件の金額のままで例年度、変わりはありません。それと、奨学基金やその他の基金運用の年度中の増減についてなんですけれども、奨学基金の運用の状況に関しましては、予算書の350ページ、黄色の間の紙を入れておりますので、その次のページに詳しく載っております。のちほど、ご参照下さい。有価証券、その他の基金の運用についてですけれども、その他の基金につきましては、一般会計の15款の財産収入、19款の諸収入の方に計上されておりますので、ご参照下さい。以上で終わります。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

議長 (小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)

議席から、そういう今、ありましたので、私の方から代弁して聞いておきますが、これは先ほど、そういう意見がありました、あれは、その両方引くくめてということですよ。老朽住宅ということやきに、その避難とか、そういうことではなくて、だけに特定するものではなくて、その1軒住宅であろうが、老朽してから危ないという場合は潰すと、こういうことと聞いているんですが、そうやったと思いますね。一遍、課長の答弁をお願いしたいと思います。それから、元に戻りますけれども、どういたしますか、県が4分の3、町が4分の1ということで、今年から変更になった。それは私は知りませんでした。ただ、今いう、25年度を取りますと、22件の申込みに対して、6件しか、あと16件という件数が漏れているという実情でございます。これはね、先ほど同僚議員が言われたように、危険という、そういう避難等を考えたらね、これは悠長なことはいっておられないし、至急、なるべく早くしなければならぬ。そういう緊急性のある問題なんです。確かに、県の補助は減っておりますけれども、その分にうちは、一つはもう少し増額して、そして、その一戸当たりの補

助額を少し減額してでも、件数を増やすということはどうかなという考えを持っております。もし、そういうことが検討していただけるなら、よろしくお願ひしたいと思ひます。少しでも多くの方に早く潰していただきたい。そういうことでございます。

それから、後先になって申し訳ございません。この6番目の高齢者配給米について、もう一つお聞きしておきます。確かに、これは不満もありました。批判もありました。食べきれなくなって、子供に送ったとかね、いろいろそういう、年金をもらっているというような批判もあったことは事実でございます。しかしながら、逆に本当に困った方にとっては、この制度は、事業は本当に嬉しかったんですよね。年金、幾らかでいただいて、その中から光熱費あるいは食費を払って、あと全く残らない。100円、50円を切り詰めているという家庭がたくさんあります。そういう方にとっては本当に、この米の配給というのは嬉しい事業やったんですよね。そういう意味からも、もう一度、現町長、町政になって、そういう方に絞ってでもね、何とかそのやってあげられないか、という質問でございます。保護すれすれのところで頑張っておられる方もおります。それから、保護の費用よりも少ない金額で頑張っておられる方も聞いております。そういう方に、こういうことを、何とか町行政として弱者を守ってあげると、そういう意味合いからも、ひとつよろしく考えていただきたいと思ひます。

それからですね、高齢者住宅のことを今、局長から答弁がありました。必要があるかということでございましたが、そういう検討の、検討する、どう言ひましたかね、私が言っているのは検討していただきたいと、こういう質問をしているんですよ。私が言っているのは、どうか検討していただきたいと。そういう私が今、言った質問項目に対してね。

議長

(小野 正路議長)

田島議員ね、一般質問に広がっていますのでね、そういう質疑をしていただくと、どんどん広がりますので、その辺、気をつけて質疑して下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

今のことに関しては、そういう方を、検討して下さいというお願ひをしているわけです。

議長

(小野 正路議長)

だから、あなたの希望でしょう。

8番議員

(田島 毅三夫君)

希望。してくれますか。ほんだらお願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

費用対効果とかね、見出しをたくさん書いてもらっていますがね、それに対するの質疑という捉え方をしていると思うんですけどね、一般質問と数字的な質疑という、さび分けしていただいて、質疑していただかないと、と思います。

8番議員

(田島 毅三夫君)

決算審査というのは、現に決算された結果を今、ここで審議しているんですよね。その結果、費用対効果あるいはまた、その予算に対してどうやったか、どのような成果があったか、調べた上で、審議した上で、我々は可とするか、否とするかを定めるんですけれども、その審査はなぜ、するかといえば、もちろん、本年度の問題点を出すのはもちろんそうですけれども、次年度に、後年度に、これをどう影響させていくかね、効果させていくかということは大事なんですよ。

議長

(小野 正路議長)

それはよく分かっておりますけれども、それはね、一般質問でやっていただかないと困ります。

8番議員

(田島 毅三夫君)

一般質問じゃない、この今いう、決算の中の問題を。

議長

(小野 正路議長)

どうぞ、続けて下さい。その辺を考えながら質疑をして下さい。はい、始めて下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

あなたがそんないうきん、どこまでいったか分からんように。

議長

(小野 正路議長)

ゆっくり考えて下さい。それは構いません。簡潔に。

8番議員

(田島 毅三夫君)

高齢者住宅については、何度も言いますが、これはこのままおいておけば、執行部の責任が出ます。これは町長を初め、職員さんよく自覚しておいていただきたいと思います。そうならないために、私は何回も言っているんです。よく考えていただきたい。以上で終わっておきます。

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間:10時25分)

老朽住宅の質疑について協議。

再開します。

住民課長。

(再開時間:10時26分)

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは老朽化の件についてお答えしたいと思います。確かに件数は上がってきておりますけれども、対象としては危険ということも当然、判断の対象になりますが、老朽化ということも当然、判断しております。ですから、両方の部分が係ってきておりますので、どちらか一方ということではありません。以上です。(自席より、避難通路は関係ないやかねとの発言あり。)危険というのは、壊れたときに、避難するのに危険ということも当然、含まれています。以上です。

議長

(小野 正路議長)

他に答弁者はいいいですかね。以上で8番、田島毅三夫議員の質疑を終わります。他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第1号、平成24年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する各常任委員長の審査結果報告は認定するものであります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで休憩します。再開は10時45分。15分の休憩です。
(休憩時間:10時30分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
(再開時間:10時45分)

日程第2、認定第2号、平成24年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑は決算に関連する質疑のみ認めます。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第2号、平成24年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、通告は何人出てますかとの発言あり。)出てないです。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

1点、2点だけお聞きしたいと思います。国保会計の不納欠損666万6,000円の決算処理の説明を求めるといことでお聞きしたいと思います。今回、666万円という多額の滞納額が不納欠損として処理されておりますね。これは前年度と比較して285万円も増額になっております。以前、私も確かに生活に困窮した方や生活保護世帯あるいは行方不明、死亡者などには不納欠損処理をするように、という提案をしたことはございます。多分、それは大丈夫だと思うんですけども、今回の処理の中に、前記に該当しない方、または払えるのに払わない人、あるいは少しずつでも分割納付の可能な方も含まれていないのかどうか、そこまでカチッと精査されたのかどうかお聞きしたいと思います。

2つ目になります。一方、年々、増加する滞納者、それから、住民からの保

険料が高いという声も多々、聞いております。確かに収入は増えないのに税や使用料、公共料金の高騰は家庭生活を、そのままダイレクトに圧迫しております。現在ですね。国保税も平均すれば、住民1人当たり約4万5,000円の負担になるという試算があります。一方、医療費は1人当たり15万円を越している、こういう計算になりますが、その補填のために5,800万円もの、一般会計からの繰出が出ている中での保険税の減額は厳しいと思えますけれども、保護世帯と紙一重の高齢者や低所得者など、払いたくても生活が厳しくて払えない人、また、それを言えずに滞納している方、保護世帯よりも厳しい生活を辛抱している人も多数いると思っております。また、固定資産割の家などは、保険税確定のときにですね、算定基準となる固定資産割の家などは、先ほども答弁がありましたけれども、そういう家がどんどん古くなっているのにやはりまだ、税は下がらない、一定、下げ止まりになっている、あるいは、そういう固定資産税が高い家が、親から譲ってもらった家が大きくて、その固定資産税を払うのに四苦八苦している、こういう方に対してもやはり、そういう割合であれば厳しい、高い保険税が掛かっていくということになるんですが、そういうこともやはり、何かの形で考慮してあげられないかなという質問でございます。それから、山なども同じでございます。所得割などについてもそうでございますが、その一つの線というのがありますね、行政が普通、大体、線引きします。その線引きの上限ぎりぎり、あるいはまた、そのぎりぎり、そのグレーゾーンといいますか、そういうところで本当に頑張っておられる方もおりますが、そういう方に何らかの形でフォローしてあげられないかという質問でございます。そうすることによって、この今いう国保税の不納欠損なんかも減っていくのではないかと、こう思うんですが、どうでしょうか。そういうことを行政として対応できるか、できないかお聞きしたいと思います。その分、そして、医者と被保険者、住民がですね、よく考えていただいて、ジェネリック薬品の使用とか、不要な薬は出さない、あるいはまた残った薬はなくなるまで使い切る。そして、そういうことを努力していただいて、医療費の削減に協力するよう、話合いができないかという、そういうリーダーシップを執っていただけないかという質問でございます。以上です。

議長

(小野 正路議長)
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)
それでは田島議員のご質問にお答え致します。ご質問のとおり、平成24

年度の国保税の欠損額は285万円増の約666万円、不納欠損処理をしております。今回の国保税の不納欠損額は、地方税法の18条1項の5年の消滅時効に係るもので、ほとんどの方が生活保護世帯、行方不明、生活困窮者の方でございます。その中にはですね、分割納付されている方が失業などで生活困窮状態になり、不納欠損処理したのも中には含まれております。払いたくても生活が厳しくて払えない滞納者、また、資力があるのに払わない滞納者については、なかなか見た目だけでは分からない部分がございます。現在、滞納者に対しまして預貯金などの財産調査を行い、滞納者ごとに生活の実態等を把握しまして、悪質な滞納者には強制徴収を行っております。また、払いたくても生活が厳しくて払えない方については、納税相談等で分割納付とか、執行停止などの法的な救済措置も考えております。田島議員にもご理解のほど、よろしくお願いを致します。それと、保険税の減額ということなんですけれども、国保税の軽減措置の検討を求めるかどうかとのご質問でございますが、現在、国保税のうち、均等割と平等割額が軽減の対象となっております。軽減対象は世帯の総所得により、7割軽減、また5割軽減、2割軽減の軽減措置が設けられております。現在のところ、本町独自の保険税の軽減措置は考えておりませんので、よろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)
そういう答弁でございます。一つお聞きしておきますが、そういう困窮者あるいはそういう払いたくても払えない方、そういう方に対しては納税相談で相談を受けていると、こう言われました。しかしながら、予算書を見ますとですね、納税相談員の費用が2,300円なんですよね、これがそうですよね。国保税の納税相談員委託料2,300円。この2,300円でどのように相談できるんですか。ちょっとそのところ、よろしくお聞きしたいと思います。
それから、この今いう、ジェネリック問題やら、そして、医療費の、どういたしますか、減額、削減、減少させるためにですね、事あるごとにやはり、高齢者の集まりであるとか、住民さんの集まりの中で、現在の国保税の状況を説明していただいて、そしてなるべく、その悪いのに行くなというのではないんですけれども、医療費の削減をよろしくお願いして、ジェネリックを使ってもらい、あるいはまた、私が言ったように、要らないものはもらわないというようなね、話をさせていただきたい、していったらどうかと、その考えがあるかどうかお聞

きしたいと思います。これはまた、医療機関にもよろしく伝えておると思いますが、もし、伝えていなければやはり、ジェネリック等の問題は、そして、この間、あげたお薬はまだありますか、と言うてほんで、ありますと言ったら、その分を除けてもらうというような話もしていただきましたと思いますが、考えを聞きたいと思います。以上です。

議長 (小野 正路議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)

田島議員のご質問にお答えを致します。先ほど答弁をさせていただいたのは、大きい1番ということで、今、ちょっと質問があったのは、大きい2番に飛びましたので、納税相談委託料2,300円ですけれども、この納税相談委託料につきましては、野根の別役地区、集落が離れているところの国保税の実際、集金の委託料でございます。ということで、名目は納税相談委託料となっておりますが、別役地区の国保税の集金の委託料ということで、別役地区の代表の方をお願いをして、お支払いをさせていただいております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)

大きなミスを致しました。この2番目を質問するのを忘れておりました。3問目の中で質問させていただきたいと思います。その前に一つ聞いておきますが、別役地区の2,300円というのは、どういう計算をしているのですか。しつこいようで申し訳ございませんが。ちょっとあまりにも金額がね、少ないのでお聞きしておきます。それと、こういうことは他の地区にはないのでしょうか。お聞きしておきます。他の、この別役以外の分にはないのかどうか。

それから2番目の、このジェネリック普及促進委託料46万4,000円とその他の事業について聞くという質問をさせていただきます。このジェネリックの普及促進委託料、どのような普及促進活動を行っているのかお聞きしたいと思います。例えば、個別に全戸訪問してやっておられるのか、あるいはまた、医療費を減らさなければ国保税が下がらないという、そういうことを大きい会合なんかで説明しているのかなと思いますが、そのところを、その啓発活動の実態をお聞きしたいと思います。

2つ目になります。納税相談員の委託料、これは先ほど聞きましたので省きます。徴収の委託料というのがございますね、これに対して納税、徴収に力を入れて、これによって、納税、徴収に力を入れているということはよく分かります。ただ、それでも漏れてくる方がおるわけでございます。そういう方もできればですね、年金受給者の方なんかは年金をいただきに行くときに、銀行なり、郵便局なんか行っておると思われますが、そのときに同時に、銀行振込みにしていただくというような手続は取れないものか。できれば年金をいただくときに、天引きということにはならんと思いますけれども、そのときに銀行振込みの手続をしてやっていただければ、この徴収費用も少なくて済むのではないかという考えでございますが、どうでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、国保運営協議会報酬3万6,000円が決算されておりますが、どのようなことをされておるのか、説明を願いたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、田島議員のジェネリックに関係するお答えをしたいと思います。まず、どのような活動をしているのかということでございますけれども、これについては、国保連合会に対して委託ということでお願いして、それぞれに通知を出していただいております。ジェネリックについての。それと、効果が期待できる(議席より、個人さんに出しているわけとの発言あり。)それも全員というわけではなくて、ジェネリックの通知をすることによって、効果が見込めるところに対して出してもらっております。(議席より、何件ですかとの発言あり。)件数というかですね、今までの数字でいきますと、92件に対して出しておるといふ数字です。これについてもですね、直接、訪問というお話もありましたけれども、実は大変難しい問題をはらんでおります。というのは、例えば、病気であることを知られたくないとか、あるいは例えばの話、がんがありますとか、本人に告知することになってしまうというような、さまざまな問題も実際、はらんでおりますので、直接行ってとか、そういうことにはなかなかありません。そういうことで、通知をしてですね、ジェネリックに換えたらどうでしょうか、というような連絡をさせてもらっているということで、ちなみにですね、これは2010年から、東洋町の場合は始まっておりますけれども、安芸郡下で見ますと、かなりの上位、成績を上げております。削減効果率としては大

体、12.4パーセントぐらいという数字が上がってきております。

次に、4番の国保運営協議会についてでございますけれども、これについてはですね、委員としましては、被保険者、一般の方と保健員あるいは保健薬剤師、それと、広域代表ということで当然、議員にも入っていただいております。協議の内容といいますのは、例えば、一部負担金の負担割合とか、保険税に関する事、例えば、賦課方法でありますとか、保険税の額、その他ですね、国保財政に影響を及ぼすような事項とか、そういう様々な国保全般についての審議を行っていただいております。私の方からは1番と4番についてお答えを致しました。以上です。

議長 (小野 正路議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)

田島議員のご質問にお答えを致します。納税相談委託料2,300円でございますが、これの根拠ということなんですけれども、これは1件当たりということで算定した結果、2,300円ということでお支払いをさせていただいております。

それと、徴収委託料、3番目のご質問ですけれども、銀行振込にしてはどうかということなんですけれども、実際、年金支給日というのは年6回でございます。年金の支給日と、それと税金の納期と合わない月もございます。ということで、高齢者の方にはですね、口座振替等を随時、お願いをしております。中には口座振替はいやという方もおられますが、口座振替することによってですね、納付忘れとか、交通の便がないということで滞納になるといったケースもございますので、高齢者の方には随時、便利な口座振替をお勧めをしております。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)
8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)

今そういう、その口座振替をお願いした方、そういう方に対してね、報奨的なものはできないかという、報奨金なものをね、できないか。それからもう一つ、そのジェネリックについてはですね、推進と共に、昔からある漢方薬あるいは家庭薬というのがあるんですよ、こういうものをもっと見直して、そし

て、少しでも医療費を減らしていくというような方法は取れないかなという、自分なりに考えておるんですけども、やはり、漢方薬やら家庭薬でもよく効くものがありますが、そういうものをできればデータを揃えて、一冊の本にまとめて、各家庭に配布して、命令じゃないけど、そういうものを活用していただいて、医療費を少しでも減らせないかなということがありますが、そういうことを作るという考えがございますでしょうか。そういうようなことができればお願いしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

ちょっと議長のミスで、3回終わってしまいました。はい、申し訳ないです。答弁は控えさせていただきます。よろしくお願ひします。田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第3号、平成24年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第4号、平成24年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成24年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第5号、平成24年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成24年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑は決算に関連する質疑のみ認めます。質疑はありませんか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

下水道事業の特別会計について質疑させていただきます。この下水道の全体計画見直し委託料として504万1,000円が計上されております。決算されておりますが、この見直し内容を聞きたいということでございます。決算され、終わっておるということでございますので、見直しが終わっていると思いますので、ひとつよろしくお聞かせ願いたいと思います。自分が考えるに、例えば、この見直しというのは老朽化という問題と、全体計画、津波を想定して、被害の減少や復興計画を策定するために、そういう見直しをしたのではないかと考えておりますが、どれぐらいの被害を想定しているのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。そして、具体的にちょっと質問させていただきますが、結果、どのように見直されたのか。そして現在ある、その計画をどのように見直されたのかということでございます。それから、仮に今いう、津波対策等が含まれておるとすれば、復旧にどれぐらいの費用なんかを見込んでおるのか、その計画の中に。お聞かせ願いたいと思います。それから、金額を含めて見直し結果の報告を求める、これは重複します。申し訳ありません。また、その被害軽減対策は練られているのか、その練り直した計画、それによって、これぐらいの被害が出るというような想定が出た場合に、それに対する対策等も盛り込まれているのかという質問でございます。それから、これは地震、津波、他の災害も同じでございますけれども、こういうそのことに関しては、何かそういう事前にですね。保険等が掛けられないのかということもいつも思うんですが、被害額を軽減するために、これができないかお聞きしたいと思います。

それから、2つ目になりますが、この予算書の中に処理場とMPの電話料が42万2,000円、非常に高額になっておりますが、この高くなる理由といえますか、その説明を求めたいと思います。それから、脱水ケーキの処理、

これはいままで高松あるいは松山やったですかね、送って、処理してもらっているんですけども、今回、24年度は137万8,000円と去年度と比べたらですね、14万5,000円増加しております。22年度は116万円ですから、それから比べたら年々、上がっているんですが、この上がっている理由をお聞かせ願いたいという質問でございます。以上です。

議長

(小野 正路議長)
産業建設伊吹課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
それでは田島議員の質疑にお答え致します。1番目の全体計画の見直しについてですが、これは下水道法に基づいた事業計画の変更、認可変更に伴う見直しです。以前の計画では右肩上がりの人口推計でしたが、現在の状況とは著しく異なるため、汚水計画や雨水計画の見直しをした計画変更になります。また、津波被害を想定した事業計画についてはですね、今年度、現在、策定中でございます。

それと、2番目の処理場のマンホールポンプの電話料についてですが、これは全体で14箇所に設置をしております。その基本料金と非常時の水位の上昇とか、機械の故障等による通信料金になります。1箇所、平均で月額約2,500円ほどになります。それと、脱水ケーキの処理費については、処理費の単価、トン当たりの単価が昨年度、1万5,000円から1万7,850円に増加したためです。主に燃料費の高騰によるものだと思います。以上です。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)
8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)
また苦情が出るかも分かりませんが、こういう見直しを今、津波対策等の、そういう被害に対する見直しといいますか、そういう計画というのは今、進行中と聞きました。どうですかね、その中で、あそこは被害、浸水高がどれぐらいでしたかね、あれは、5メートルぐらいやったかな、(自席より、6メートルとの発言あり。)6メートルという被害想定が出てくるんですけども、多分、全施設は駄目になると思います。対応年数から比べたら今、競争やと思うんですよね。津波が来る時期と、その対応年数との競争やと思うんですけ

れども、ゆくゆくは、最終的には高台ということになると思いますけれども、そういうこともやはり、その対策の中に、一つの対策の中に組み込んでいったらどうかと、今はまだ、築、新しいから構いませんけれども、対応年数がきたときには、次第にやはり、上がっていくというような、そういう想定も組み入れてもらいたいなと思います。それから、脱水ケーキの問題については、これは以前から言ってきました。これ、地元で何か肥料にできないかということですが、やはり無理なんでしょうかね、そんだけの100何十トンと言いましたか、それをできればこちらで堆肥化できないかなという相談でございます。もし、駄目であれば答弁は要りませんが、もし、いけるようであれば答弁いただきたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

はい、田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第6号、平成24年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成24年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第7号、平成24年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑は決算に関連する質疑のみ認めます。質疑はありませんか。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

何点かお聞きしたいと思います。観光振興への事業展開についてという質問でございます。テント持込み敷地使用料として収入が60万5,000円上がっております。ところが聞くところによりますと、敷地が狭くて、一時的に混乱したときには、なかなか皆が入りきれない。そして、もめたというような苦情も聞いておりますが、どうでしょう。このことについてやはり、何かの手立てをしてあげなければいけないのではないかという心配をしているわけです。そこで一つの提案、提案っていったらまた、怒られますが、案としてですね、昔やっておられましたね。浜でキャンプをしている、テントを張って、あるいは浜でファイヤー、たき火をして、そういうことも許されておったわけですが、どうでしょう、そういうことをもう一遍、復活させないかなと。そういうことによって、こちらの芝生が満杯になったときでも、そちらに回っていただけると。そこで火をたいて、若い人達が困んで思い出を作っていたかと、そういうようなことも検討できないかなという質問でございます。

それから2つ目になりますが、自然休養村の高架水槽修繕料として16万円出ております。これも確かに、あれは休養村ができた当時は確かに、今の水道貯水槽が下にあって低くてですね、あそこまでなかなか水が上がらなかったということもあったと思いますけれども、昔と違って現在は、水圧は十分にあります。衛生のためにも、今後の維持管理削減のためにもですね、できれば直接、上水道に接続できないか。屋上の貯水槽を廃止してね、直接やったらどうかと、こういう質問でございます。考えを聞きたいと思います。

それから、町観光振興協会補助金が136万7,000円決算されております。何に使ったのか。これはその都度、私も聞いたりしておりますが、住民さんに知らせるという意味で、ここでカチツとした説明を願いたいと、そういう意味でございます。そしてまた、結果、どのような効果があったのか。参加人数や事業成果、反省点などの報告があればいただきたいと思います。そして、その反省点は現在、観光振興協会の方から25年度の計画書はいただいておりますが、その計画書の中に24年度の問題点がクリアされて、実行されているのかどうか、現時点で構いません、説明を求めたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課 (伊吹 真貴博産業建設課長)

長

田島議員の質疑にお答え致します。1番目の浜でのキャンプの許可をしたかどうかという内容ですが、以前は管理等がテントの貸出しをしておりましたので、キャンプ客と海水浴客の区別が付きましたが、現在はテントを個人が持込みで張っているため、海水浴客との区別がつかないなどの、管理側の問題もあり、砂浜でのキャンプは認めていませんが、今後の対策として、今後、検討していかねばならない問題だと考えています。キャンプファイアーについてはですね、今まで、そういう問い合わせがないように聞いております。もし、あればですね、後始末等を条件に許可の方を検討していきたいと考えています。

それと、2番目の自然休養村の高架水槽の修繕料ですが、この修繕料につきましては、以前、台風により高架水槽のふたが飛びまして、その修繕費用が主なものでございます。あと、直接の接続についてはですね、改修費用と、高架水槽の清掃費、年間約5万2,500円等を比較して、今後、検討していきたいと考えています。

3番目の町観光振興協会への補助金につきましては、設立初年度ということで、ホームページの開設費、パソコン等の事務機器購入費を主として、観光イベント経費等に使われております。なお、詳細については、6月に総会資料を各議員に事務局からお渡ししているようですので、そちらをご確認、お願い致します。事業成果につきましても、初年度ですので、まず、会員を募り、その会員情報の掲載や観光素材のデータベース化ができたことが主な成果ではないかと思えます。以上です。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

何点か再確認しておきますけれども、今いう、課長の方から検討したいという話がありました。是非、検討していただきたい。キャンプファイアー等のことですね、それはね、うちは一つの案として、ユノックスというのがあります。ステンレスのこれぐらいの。あれを切っていただいて、それを据えたらね、そこで火がたけるんですね。そのおきやら、その残材はそのまま持ってきていただくと、その釜も一回、なんぼかで貸出しもできるし、まきなんかも出せると思えます。町の収入も増えると思えますが、考えていただきたいと思えます。

それから、この観光振興協会の活動についてでございますけれども、24年度にこういう事業はありましたが、結局、それがですね、うちが一番気になっていたのが、この間のサーフィン大会のパンフレットをいただきました。しかしながら、なかなか難しいんですよ、英語で書いたりね、ほんで、字も小さくてね、何かそのどんないうかな、我々のそういう全然、関係、知らないような方が見て、パッと興味をそそるようなものでないんですよ。今年度まだ、後半がありますので、そういうこともよく考えていただいて、やはり、町中の方が、みんなが参加できるような、そういうサーフィン大会等にしていきたいと思えます。それから、これはまた、別の質問にします。以上です。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君、終わりでもいいですかね、はい。田島毅三夫君の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第8号、平成24年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、平成24年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第9号、平成24年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第46号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。小林幸三君。

6番議員

(小林 幸三君)

6番、小林です。補正予算の中で、金額に基づいて若干の質疑をさせていただきます。ページ数でいきますとまず、17ページであります。総務費の中で企画費に計上されている委託料300万円の減額についてお伺いを致します。その内訳は、委託料では体験観光メニューづくりが50万円の減額、観光パンフレット制作費が100万円の減額、一般備品購入費が150万円の減額というふうになっております。東洋町では3月の予算審議も含めてですね、計画の中で、言葉で説明すれば、東の端っこ東洋町をもっともっとPRしてこう、こういうことで考えられた内容であったというふうに、私は理解しております。この補正で、ただいま申し上げました、予算の減額を提案してきた根拠について説明を求めます。以上です。

議長

(小野 正路議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真喜博産業建設課長)

小林議員の質疑にお答え致します。この事業につきましてはですね、当初、県の地域アクションプランによるマリンスポーツ体験拠点づくりの実施に向けた取組として、サーフィンやパドルボード、シーカヤック、シュノーケリング、スキューバーダイビングなど、体験型観光事業として体験観光メニューづくりに50万円、新たな観光パンフレット制作に100万円、サーフィンスクール事業に必要なサーフボードやウェットスーツの備品購入費に、150万円の予算を計上しておりました。観光振興協会が事業を検討する中で、サーフィンスクールについては事業を縮小して、観光振興協会の観光振興に取り組む、グループや団体への活動支援策と補助事業を活用していただくことになりました。また、観光パンフレットについては町単独事業となっております。あと、体験観光メニューづくりににつきましては、観光振興協会の事業で実施するようにしております。あと、県の観光拠点整備事業補助金につきましては今後、25年度中に予算枠を確保しておりますので、これに代わる新たな事業を計画予定しております。以上です。よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

6番、小林幸三君。

6番議員

(小林 幸三君)

少し質問をさせてもらいます。これについては本年度、観光協会に確か400万円の予算を配分したというふうに理解をしております。せっかく、本年度の予算審議の中で、こういうことをやりますよ、という力強い宣言をしたにも関わらず、何かイメージとしては400万円の使い道がないから、そっちに持っていったというふうなイメージに取れなくもありません。結果、質問、この残された課題について、観光振興協会はきちっと本年度中にやりますか。その答えをひとつ下さい。

議長

(小野 正路議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

小林議員の再問にお答えを致します。質問にもありましたように、高知県の東の玄関口としてですね、東洋町をアピールする。このためにも議員ご指摘のように、予算措置は重要であるというふうに考えております。今回の予算につきましては、予算の減額だけではなく、減額した予算を有効活用する計画変更の提示がなされてなければならない。それが今回、予算の減額だけで終わっている点に、議員も危機感を持たれたんだらうと推察を致しております。先ほど産建課長の答弁の中ではですね、次に新たな事業を計画しているということがございますので、今後、このようなことがないように、予算提案をしていきたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)

6番、小林幸三君。

6番議員

(小林 幸三君)

予算に対する質疑でしたので、新しい事業を考えていくということには、あえて質問は致しませんので、どうぞ頑張ってくださいというふうに思っております。

2番目と、3番目につきましては質問をさせていただきます。これも18ページから19ページということでございます。民生費の中で、新しい制度として予算配置されている、成年後見制度というものについてお伺いしたいというふう

に思います。放送を聞かれている方につきましては、成年後見制度というのは初めて聞く言葉であろうというふうに思いますので、若干の時間を借りて。この制度は国の法律によって、各市町村で展開されようとしているものがありますが、その基本的な考え方で認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々は不動産や預貯金の財産を管理したり、身の回りの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする、そういうことについても、必要性があってもなかなか難しい、自己判断ができない、そういう方たちのために、このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度という形で、これが顕著になって、マスコミを賑わせたのが選挙法改正に伴って、今年の国政選挙で捉えられたことであります。質問、その中でも書いておりますように、そういった国の施策に伴って、予算書を見ますと、身体障害者福祉費181万円、老人福祉費181万円が計上をされております。内訳は、いずれも扶助費168万円、委員報償費1万3,000円という中身でございます。これは国と県の補助金で賄われるというふうな考え方だと思うんですが、この予算を組まれたという背景といいますか、理由といいますか、それについて事業計画とまでは言わないでも、詳細な説明、概略でも結構です。説明を是非、お願いしたいというふうに思うわけであります。それから、国、県から入ってくることによって、この項目が違うので分かれているかも分かりませんが、身障者福祉費、同じ民生費の中でも、そこと老人福祉事業費に分かれています。このことについて予算計上の考え方についても、簡単に結構ですから説明を求めておきます。

それから、次の20ページに児童福祉総務費、子ども・子育て支援204万2,000円というのがあります。これも子ども・子育て関連3法案というのに基づいて、いよいよスタートするという事業であります。県の補助金200万円を受けて、これを東洋町で展開していくというふうに考えるわけですが、現在、頭の中に描いている委託先や今後の日程も含めて、お考えを示していただきたい。先に申し上げた件と、この件につきましてはですね、これから新しく進める事業でありますから、現時点で、先々のことを説明せえいうても、なかなか難しい面もあらうと思います。しかし、予算書に計上したということであれば、ある程度のアウトラインについて、考え方についての説明を是非、お願いをしておきたいと思います。特に、この児童福祉費の子ども・子育てにつきましては全体的にはですね、この25年度で委員会を設立しなさい、そして、26年度では市町村での認定などの準備をしなさい、そして、27年度に本格スタート。それは10パーセントの消費税が上がり、その内の7,000

億円を充当してやりますという、大きな政府の考え方があるわけですから、その日程に従って進んでいるとは思いますが、現時点で、予算計上したその考え方や背景についてお聞かせいただければと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

蛭子包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、2つ目の成年後見制度についての回答を申し上げます。先ほど小林議員さんの方から成年後見制度につきまして、詳しいご説明をいただきまして、ちょっと重複する部分が出てくると思います。この制度は精神上の障害などで、判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立て、その援助してくれる人をつけてもらう制度でございます。例えば、ひとり暮らしの高齢者が悪質な訪問販売員に騙されて、高額な商品を買わされてしまうような場合も、成年後見制度をうまく利用することによって、被害を防ぐことができる場合もございます。今回、提案しておりますものは、成年後見人が必要な方で申立てをする親族等がない場合に、町長が代わって家庭裁判所に申立てを行うためのものがございます。費用の内訳としましては、町長が申立てを行うべきかどうかを審査する、委員会の委員への報償費及び申立てに掛かる費用、また、家庭裁判所から決定された後見人への助成費となっております。審判審査委員報償としまして6,500円掛ける2人掛ける1回分となります。申立てに掛かる費用は最大、7万2,400円掛ける1回です。後見人等報償、最大、月に2万8,000円掛ける6カ月分を計上しております。今後、この制度を利用する予定のある方が障害者で1名、高齢者で1名おられます。そのために障害者に対しては身体障害者福祉費、高齢者に対しましては老人福祉事業費で対応するよう区分をして、予算を計上しております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは私の方から、子ども・子育ての関係についてお答えしたいと思います。これについては議員ご指摘のとおり、27年度には実施しなければならないと、そして、26年度中には子ども・子育てについて、行政として何をどう

するかを、もう決めておかなければならないということで進めさせていただいている事業です。あらかたの日程についてから説明をさせていただきますが、今後の日程については予算を通していただいたあとですね、11月をめどにして、ニーズ調査に取りかかりたいと考えております。あと、2月をめどにニーズ調査を終了したいというふうに考えております。なお、委託先等については、今現在では指名入札ということぐらいの考えしかしておりません。委員会についてですけれども、委員会については1月に組織をして、ニーズ調査の中間報告を1回行いたいと。それと3月にもう一度開いて、ニーズ調査の結果を委員会に報告をしたいということを考えております。なお、本策定については、26年4月から実施したいというふうに考えております。また、委員についてはですね、保育園の保護者、それから、保育学校関係のOB、それと園長、保育園長ですね、それと小学校長、住民課長、教育委員の中から10名以内を選ばさせていただいて、実行していきたいと考えております。また、報償費についてですけれども、先ほど申しましたように、保護者とかですね、保育学校関係のOBとまた、一般の方に対する報償ということで、人数に見合っ、えらい少なくなっておりますけれども、そういう形で4万2,000円を計上させていただいております。私の方からは以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

6番の小林幸三君の質疑が終わりました。ここで昼食には、ちょっと時間は早いんですが、区切り等のことで休憩をします。再開、お昼から、1時20分から再開します。以上。

(休憩時間: 11時45分)

休憩前に引き続き、議会を再開します。

(再開時間: 13時20分)

午前中、日程第10、議案第46号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を議題にしまして、質疑は6番、小林議員さんの質疑が終わったところで、休憩に入ったところでございます。他に質疑はありませんか。8番、田島毅三夫君。(自席より、何人来ていますかとの発言あり。)2人です。田島議員さんが質疑をする前に、削除をしていただきたい。削除をします。大きい数字の2番目の議会だよりの件ですが、これは、議会広報は議員の中から委員さんを選んでいただいて、それでご存知のように広報委員会を作っているわけですから、これは質問をしていただいたって、

その責任の中で答弁をするわけにはいきませんので、削除させていただきます。(自席より、ちょっと待って、休憩とって、話が違ふとの発言あり。)はい、休憩します。

(休憩時間:13時22分)

議会だよりの質疑において発言の是非について、議会運営委員会を開催し、検討することとした。

再開をします。議会運営委員会で諮っていただきましたので、松本議会運営委員長から発表していただきます。7番、松本議会運営委員長。

(再開時間:13時45分)

議会運営委員 (松本 太一議会運営委員長)

員長

先ほどの質問の件について、臨時の議会運営委員会を開きまして、この問題に対して、どのように議会運営委員会が処理するかを検討致しました結果、この広報の予算は議会で決めてやっていますので、それで、それを質問者と議長とが話をした結果、議長の権限でこれは議会内のことだから、これを削除するというような意見が全員でしたので、そういうことに決しました。以上です。

議長

(小野 正路議長)

委員長の説明が終わりました。議会運営委員会の質問はありません。削除して下さい。そういう結果ですので、よろしく願います。はい、それでは田島毅三夫君、通告の1から質問をして、2の議会だよりは削除して下さい。質問をして下さい。8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

こんなね、ほんまに非民主的な議会ていうのは初めてや、こんなもんは。我々は、ここへ出てきたもんは、審査できんということか、おかしいこと言うたらいかん。全部で6項目の質問をするつもりでございましたが、今いう、そういう経緯で5項目になりました。順番に質問をさせていただきます。1つ目でございます。小学校パソコンリース代、債務負担行為2,090万円の補正の疑問点についてお聞きしたいと思います。両小学校のですね、パソコンリース事業として、平成26年度から平成30年度まで、5年間で2,090万円の債務行為負担の補正がされております。これは、後年度の予算確保が困難とみたのか、その経緯といいますか、理由をお聞きしたいと思います。それ

から、今回、甲浦小学校は96万6,000円、野根小学校が93万5,000円が補正で計上されてきました。中学校については年度当初から計上されていたのに、小学校はなぜ、年度途中からの計上になったのか。ちょっとそこるところをお聞きしたいと思います。それから、これは前年度と比べたらどうか、ちょっと内容的に分かりませんので、これが比較できるかどうか分かりませんが、前年度、22万5,400円でありましたね。それが25年度は上半期、この9月まではですね、計上がなかったんですよ。それがどうしてかなという疑問を持っております。それと、それは、24年度の当初予算ではパソコンリース料としての、甲浦小学校は24万5,500円、野根小学校は22万5,400円だったのが、25年度は現在まで予算計上がなかった、上半期。その空白は疑問に思っております。必要なものであれば、電気も計上しておかなければいけなかったが、どうしてかという質問でございます。それから、25年度後期からですね、24年度から比べて、約4倍という、これは1年間に換算してからの話でございますが、4倍になります、その4倍にもなるという理由をお聞きしたいと思います。2つ目になります。今回の補正は25年度、後期、半年間のリース料として、甲浦小学校、生徒と先生合わせて30人で、96万6,000円、野根小学校が25人、先生、生徒合わせて25人で93万5,000円が計上されておりますね。年間にすれば、甲浦小が193万円、野根小が187万円となります。前期、後期、仮に倍とした場合にですね、24年度、比較すれば4倍になります、これは先ほどの質問と重複しますね。また、両校、費用を比べれば、一人当たりが、約1万円ぐらいの差がつくんですよ、野根、甲浦の。それがちょっと疑問に思っております。人数割りでいくものなのか、それとも学区割りか、ちょっと私は分かりませんが、この1人当たり1万円の差がつくことの算出根拠をお聞きしたいと思います。それから、修繕料や保守点検費用が、双方で年間29万円計上されておりますが、リースなのに修繕費や保守点検費用が別途にいるのかという疑問も持っております。説明を求めたいと思います。それから、こうした国策的な方針でですね、学力を向上さすという、あるいはまた、その今、パソコンというのは必須、機器でございますが、科目でございますが、そういう打ち出された教育費用については全額町負担でなく、教育向上支援事業県補助金などを使って、賄えないのかという気持ちを持っております。またそのような、それによく似たといえますか、それに代わる、何でも構いませんが、補助金制度がなかったのか、要求はしたのか、お聞きしたいと思います。これが1番目の質問でございます。

それから、3番目といえますか、2番を抜いたので、この番号のままいき

ますが、野根地区防災活動拠点建設事業費、計7,970万円が起債となつて上がっておりますね、消防債を起債したが後年度、還付はどれぐらいあるのかという質問でございます。消防債を起債して、この金額でございますが、これは後年度、どれぐらいの還付があるのか、町負担はどれぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。また、補助金はなかったのかという質問もあります。それから、建設スケジュール、いつからかかって、いつから、この設計といえますか、いつから、この事業はかかって、いつ終わるかということをお聞きしたいと思います。それから2つ目に、この施設はですね、他の避難タワー、現在、磯辺神社、野根であれば、磯辺神社、甲浦にも3つですか、建っておりますが、そういう他の避難タワーと違って防災活動拠点施設と、こうなっておりますね、単なる避難タワーではなくて、こういう拠点施設となっておりますが、他のタワーと、どこがどう違うのか、構造、その他についてお聞きしたいと思います。それから、これはそういう名目から考えて、災害時の野根地区対策本部拠点施設となるのではないかと、自分なりに思っているんですが、そういう施設になるのでしょうか。野根地区の対策本部拠点施設、そういう施設になるのかどうかお聞きしたいと思います。また、その役割をお聞きしたいと思います。それから3番目になりますが、この設計管理委託費用はどこに計上されたのか。うち、ずっと前の分まで予算書を調べましたが、よう探しませんでした。私の力不足かも分かりませんが教えて下さい。それから、構造や仕様などは地区や住民と検討、審議した上で決定したのかということが気になっております。机上で決めたというのか、それとも住民さんと、住民全てではなくても、代表さんらと決めてから練った上でのものかどうか、という質問でございます。よろしく願いを致します。

4番目になります。企画費の体験観光メニューづくり委託料50万円を全額削除した理由を聞く。それから、これはちょっと別口であります、同じ内容ですので、併せて聞いておきます。観光パンフレット制作費100万円を廃止されたが、その理由を聞くということでございます。これは先ほど、小林議員の方からよく似たというか、同じ質問がありました、重複するかも知れませんが、重複のまままで答えて下さい。それから、小割の質問を聞いておきますが、説明では、この二つの事業が観光振興協会事業の中で、対応してもらうという説明が初日にありました。議会初日にありました、町長から。一般会計での事業の廃止となれば、この歳入財源はどう処理したのかという疑問を持っております。お答え下さい。2つ目になります。観光振興協会は町から400万円、安芸広域事務組合から50万円、会費として、その観光振興協会の会員さんの会費として9万円、合計459万円が収入されて、人件費や各

種事業費としての全額は支出計上されております、予算書に、計画書の中に。そこへ150万円掛かるという、この二つの事業を組込むとなれば、予算を除けてですよ。その事業だけを観光振興協会へ組込むとなれば、人件費や制作費用など、観光振興協会の予算でできるのかという心配をしております。観光振興協会の予算、計画書は大まかな予算書になっておりますので、その幅はあります、確かに。それから、この体験観光メニューづくりということも、こちらの予算書、計画書の中に一部、出てきます。だからこの分については、重複するから、これはいけるのかなと思います、この観光パンフレットの制作100万円についての事業費は、これは別途の仕事になりはしないかと心配をしております。そのところ説明願いたいと思います。それから、体験観光メニューは町企画室として、どんなものを考えていたのか、9カ月になりますね、ごめんなさい。9月になって、4月から半年になります、それがそのまま放置されていたのか。あるいは最初、当初予算を組んだときに、企画室がそういう動きをしてから、何かやはり、何かを形にしようとしていたのかということをお聞きしたい。そのまま、予算を組んだままで放置してあったのかという、そこのお知らせ願いたいと思います。パンフレットは確かに、できました、24年度には。そして、いろいろな問題もあったようでございますが、そういうものをベースにしてするのか、新たなものを作るのか、そのところをお聞かせ願いたい。100万円というのはどれぐらいの枚数ができるのか、それもお聞かせ願いたいと思います。これが4番目の質問です。

それから5番目になります。白浜海岸特別清掃委託料として30万円が計上されてきました。もう夏のシーズンは終わりましたね、それなのに、白浜のどこをどう特別に清掃をするのかという疑問を持っております、教えて下さい。それから2つ目に、現在、白浜公園清掃については当初予算で238万円が計上されておりますね。これは昨年度と比較をしても約100万円も多くなっているんですよ。その上まだ、半期の、年度は半分の時点です、更に30万円の追加補正には納得がいけないということでございます。何かこの特別ということがついておりますので別途に、何か委託をするのか説明を求めたいと思います。

6番目になります。これはもう最後になりますが、東洋町の防災センターの詳細設計委託1,480万円についてお聞きしたいと思います。1つ目です。3月議会で提案されたときには、600万円掛けたこの調査というのは、600万掛けて3月議会で調査をすると、こう説明があって、その予算は通りました。賛成多数で通りましたね。ところが、そのときの説明が、建設が必要かどうか、どのようなものをどこへ建てるのかも含めてですね、浸水する1階や2階

をどう使うかを調査すると、それから、建設費総額や規模を算出するための調査だという説明を受けました。そのための600万円という説明を受けたわけですね。そうであればお聞きしますが、調査結果を精査しなくて、我々は議会審議も採決もできないんですよ。あのときに私が反対討論までやりましたが、それを引っくるめて、調査をしてからやるかどうかということを決めると、そういうことやったので、その調査結果を我々に公開してもらいたい、見せていただきたい、あるいはまた、それが今の時点で無理であれば、口頭でも構いませんが、詳しく説明をしていただきたい。そうしなければ、我々は採決できない、それを聞かなければ。まず、調査結果の報告、公開を求めたいと思います。それから2つ目に、津波浸水予測地でありますね、今、この間の説明では、この調査の裏側辺りに建てたいということでしたが、そこは浸水5メートルの浸水地になっております。地域になっております。そういうところに建設するということが、適当という判断がされたのかどうか。もちろん、されたからやるんでしょうけれどもね。どういうあれで、そういう正当だと。5メートルも浸水するところになぜ、それが適正という、適当という判断をしたのかという、そここのところをお聞きしたいと思います。それから、規模はどれぐらいが適当と判断されたのか。機械や機器、備品はどのようなものを設置するのか。高さ、部屋数、階数、そういうことも引っくるめてお知らせ願いたいと思います。建設費の総額はいくらを想定しておりますか。詳細設計が1,480万円ですから、それから考えたら、大体、総額というのは出てくると思いますが、大体で構いません。もちろん大体じゃないと分かんないと思いますが、教えていただきたいと思います。それから、何階建てにするのか、これは先ほどの規模と同じになりますが、前回の津波でも、私はこの何日かずっと調べて、一番、疑問に思い、心配しているのは、前回の南海地震の津波では、甲浦港周辺では海拔5メートルの波が来たんですよね、土地の高さ、地面が、道路の高さが2メートルです、あの辺りは。その3メートル弱の波が来ました。結局、海拔5メートルの浸水があったわけですよね。白浜は大体高い、低いはありますが、平均して高いところで3.5メートルぐらいの土地の高さがあります。そこに50センチ、場所にもよりますけれども、畳の座のところの敷居のところという人を、よく聞いております。そうであれば、50センチぐらいかなと思いますが、そうであれば4メートル前後の津波が来た、こう思います。ところが、その生見は今の、その信号辺りの、国道辺りの海拔が、土地の高さが6メートルなんです。ほんで、聞くと6メートルの国道辺りまで来た、こう聞いております。というのは、海拔6メートルの波が来た。甲浦地区で5メートル、白浜で4メートル、生見で6メートルということになりますが、そう

なったら、甲浦地区や白浜地区よりも生見地区の方が、深い、高い波が来たということになるんですね。そこでうちは本当に疑問に思ったのに、次回、震災ではまたその上、次の分を想定したものが出ておりますが、ハザードマップが出ておりますけれども、それを見ますと、次回、震災では、甲浦地区は13メートルから17メートルを予測しておるんですね。というのは、甲浦の港湾辺りの、港の辺りの道路が2メートルの高さで、それから15メートルの波が来るという予測が出てるんですね、白浜もそうです。3.5メートルの土地に10メートルの高さの波が来ると、こういう想定が出ています。ということは、甲浦地区は15から17メートル、白浜地区は13から14メートルの波が来る。それは前回、生見よりも低いところの波なんですね、高さが。今回はそんだけ高い波が来るのに、生見だけ12.4メートルの波しか来ないと、こういうもんでね。ここの裏に建てて、ほんたらここの今いう、裏の12.4メートル、高さが、庁舎は道路から比べて1メートルちょっと高いようです。7メートル40あると聞いております。7メートル40に5メートルを足したら、12.5メートルの波が来るという想定で、防災センターを建てると、そう言うからこれはおかしいと、前回のときに甲浦の方が悠に少なかったんに、それが15メートル、17メートル、波が来ると言いよるんに、こっちはまだ、甲浦より次回の波は少ないという想定はおかしい。そういうことから、もう一遍、練り直して下さいと、こう言ってきたんですが、どうでしょうか。そういう研究はされたでしょうか、お聞きしたいと思います。それから、もう一つお聞きしておきますけれども、仮に津波が30年後に、20年でも構いませんが、かまんいうたら、言い方悪いね。それに来るとしたら、現庁舎はその当時、築50年から60年になります。耐用年数からいえば、既に10年、15年がオーバーするわけですね。そうなったら、地震が来ていても、来ても来なくても、やはり建て替えという問題は起こりますが、そういうことになったときに防災センターがどうなるか。庁舎は移転するのに、防災センターだけそこに残すのかという問題もあります。そういうことを考えてもやっぱりね、防災センターと庁舎というのは一体にしなければいけないという考えを持っております。そういう意味でも、津波のこないところに持っていく、高台に持っていく。それまでの間、暫定的に、この庁舎屋上に、波の来ないという庁舎屋上に持って行って、仮にでも構いませんが、そこに据えて置いて、そして、今回の防災センターの費用を積み立てて、将来の高台移転に積み立てよと、こういうことでありますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。もう1点あります。今回の詳細設計委託費用は、前回、調査で決定した場所、規模で設計する費用と思っておりますけれども、前回の調査を委託した会社に発注するのかどうか、これは細かいこと

かと思いますが、発注先の指名競争入札かをお聞きしたいと思います。また、工事の管理費用が出ていませんね。これは普通大体、工事をするときには管理費用も引くくめて出るものですが、これは出ていませんが、そのところ教えて下さい。それから、設計が仮に今日、本日、これが可決されたとしたら、今後、スケジュールはどのようになっていくのか。本体建設事業はいつ頃の発注になるのか。また、完成等お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の質疑にお答え致します。まず、第1点目には8ページの、小学校パソコンリース事業についてでございます。この債務負担行為は翌年度以降にわたって、支払義務があるものについて、あらかじめ予算で設定し、将来の負担を明確化しておくものでございます。それで明確化しております。続きまして、中学校は当初から計上されているのに、小学校はなぜ、年度途中から計上かということでございます。中学校については、平成24年9月議会で予算化をされて、平成25年1月に導入し、平成30年1月までのリースとなっております。そのことから、平成25年当初より予算計上しております。小学校につきましては、機種を選定及び台数の確定、協議が必要であったため、当初には間に合わなかったため、今回、計上をするものでございます。続きまして、24年度の当初ではパソコンリース料として、甲浦小学校が24万5,500円と野根小学校が22万5,400円であったのに、25年度は予算化がないということはなぜかということと、それと、25年度後期で4倍になる理由を聞くということでございます。これにつきましては、両小学校のリースにつきましては、平成15年度導入しましたパソコンを平成20年度に増設して、サーバー、ネットワーク機器のリースでございます。これ事業費としまして、野根小75万1,000円程度、甲浦小につきましては81万8,000円となっております。また、24年度でリース料は完済しておりますので、計上されておられません。どうして今回、高くなったかということでございますが、今回の補正につきましては、パソコン及びネットワーク機器を全部、新しくすることによりまして、リース料が高くなります。次、2番目になります。これも重複しておるものがありますので、それについては、両校の費用を比べれば1人当たりの差がありますということでございます。それにつきましては、人数に関係ない機器、電子黒板、プリンター、プロジェクター、サーバー、ネットワーク機器等が

両校同じ台数であるため、人数で割ると多い方が、一人当たりの費用が安くなります。そういうことになっております。続きまして、修繕料や保守点検費用が別途に計上されているということですが、修繕料は計上されておられません。保守点検費用は両校の、甲浦小学校と野根小学校ですけれども、5万3,000円ずつ計上しております。保守点検費用につきましては施設管理ソフト、機器に故障が生じた場合に、技術職員の派遣、必要な修理及び調整を行う費用でございますので、必要でございます。3番目に補助金についてということでございます。情報機器環境整備の事業につきまして調査を致しまして、国、県補助金がないかと、かなり調べました。県の方に問い合わせを致しましたが、この機器につきまして補助金はありませんでした。以上です。

議長 (小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
それでは私の方から、3の1、野根地区防災活動拠点施設の建設事業費7,970万円の起債についてでございます。消防債の起債につきまして、後年度、還付はどれぐらいあるか、補助金はなかったのかということですが、これにつきましては、消防債の起債につきましては6,640万円を予定しております。それと後年度の還付といいますか、交付税と致しましては、20パーセントの交付税措置で1,328万円を予定しております。補助金と致しましては、国の補助金で都市防災総合推進事業補助金2,350万円を予定しております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
私の方からは大きい4番、企画費の体験観光メニューづくり等についてですが、1番目の歳入財源についてはですね、高知県観光拠点等整備事業費補助金として200万円の事業費の2分の1、100万円を減額しておりますが、この事業については、県へ事業申請を行っていないため、現段階では何も変わらない状況です。先ほども説明させていただいたんですが、県の予算枠を確保しておりますので、25年度中に、この事業に代わる新たな事業を

計画し、申請をする予定です。2番目の観光パンフレットについてですが、これは今回の、この県の補助事業で使わずに、町単独の事業として事業を実施するように予定をしております。それと、あと3番目の体験観光メニューの件ですが、これにつきましては、1番目にサーフィン、2番目にパドルボード、3番目にシーカヤック、4番目にシュノーケリング、5番目にスキューバーダイビングなどの体験型観光事業を計画しておりました。以上です。

すいません。もう一つ、大きい5番です。白浜海岸特別清掃委託料についてですが、これにつきましては、予算書の方には生見海岸も含まれておりますので、よろしく願い致します。今回の補正につきましては、8月に行われました全日本サーフィン大会の前に生見海岸の特別清掃を行いました。その費用が約20万5,000円程度、掛かっておりますので、今後、生見海岸では、サーフィン大会等は計画がされておりますので、台風等により打ち上げられたごみ等の清掃を業者に委託して行うものでございますので、よろしく願い致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

どうも失礼します。田島議員の質疑にお答えをしていきます。まず、野根地区防災活動拠点施設の建設事業費の件ですけれども、建設スケジュールにつきましては、10月末までには設計を完成致しまして、11月には着工致しまして、年度末の完成を目指しておるところであります。先にすいません。まず、この活動拠点施設なんですけれども、現在、浦地区の旧野根郵便局跡地で、この施設の建設を計画してまして、現在、設計中であります。すいません、説明が前後致しました。その中での建設スケジュールです。それから、2番目の津波避難タワーとどう違うのかということでございますけれども、防災活動拠点施設というのは、平時、通常、平常時には防災講習に、訓練あるいは地域住民の憩いの場として活用しまして、いざ、有事、発災時、震災時の際には救援物資の集積や炊き出しなど、野根地区の防災活動拠点として活用できる、津波避難施設として設計をしております。建物のイメージでいいますと、津波避難タワーが何基か、本町にも建っておるんですけれども、その避難スペースとなる場所に、屋根がついでですね、囲いのある、一つの部屋となっている感じであります。構造と致しましては、鉄筋コンクリート構造を計画しております。それから、3番目のですね、設計費の計上と、地区住民

と、県と協議をしたのかということですが、設計費の方は平成24年度の繰越予算を活用しております。それから、この建物の設計についてですが、昨年、地域津波避難計画を町内16地域で作成をしていた中で、同地区でもその計画を作成する際にですね、近くに高台のない浦地区への津波避難タワーの建設が必要ということで、計画に入っております。それで、設計の方へ入ったわけですが、その設計に入った段階にですね、地区住民の方と協議を致しまして、津波避難タワーから現在、計画をしている施設へと変更をしたところでございます。地区住民とはですね、8月でしたけれども、現地で施設の構造と仕様について協議はしております。今後ですね、速やかに施設全体の設計案も整いつつありますので、詳細な協議を詰めて参りたいと思っております。

続いて、6番目の東洋町防災センターの詳細設計委託費の件についてです。まずですね、調査結果の件ですが、南海トラフの巨大地震により、最大クラスの地震、津波が発生した場合、本庁舎は津波によりまして、5メートル浸水すると想定をされております。その場合、津波は本庁舎の2階部分までの浸水が予想される中で、災害対策本部や役場の通常業務を維持継続の機能が求められるわけですが、その中で、災害時の防災拠点施設として、防災センターの整備基本計画について発注をしております。今後ですね、報告書に基づきまして、庁舎内で議論を重ねまして、詳細設計と入っていきたくと考えております。本日の議会の前にですね、資料としてA3で防災センターのイメージ図という図面をお渡ししておりますので、参考にして下さい。続いて、2番の件ですが、津波、浸水域となります庁舎敷地内への建設を計画していることから、津波による影響を最小限に押さえる施設の形態を始めまして、建設場所につきましても、庁舎裏側も候補地の一つとして今後、議論を深めながら適地を決めて、詳細設計へと入っていきたくと考えております。続いて、3番目の件ですが、施設規模についてですが、災害対策本部室、防災無線放送設備、住民基本台帳等の重要データを保管するサーバー室、それから、非常用発電設備、防災倉庫、会議室など、防災拠点施設として欠かせない設備を有する施設として計画しております。延べ床面積で600平米程度を計画しております。その防災センターの建設費用ですが、あくまでも、これは概算ですが、約2億円を見込んでおります。それから次、5つ目につきましてですが、昨年ですね、県が発表しました津波新想定につきましては、現時点での最新の科学的知見に基づいた結果、発生しうる最大クラスの地震津波を推計した津波高という前提で計算をしております。その新想定の高さを踏まえまして、計画で

は3階建て、地上高は13メートルということを予定しております。それから大きい2番目ですね、詳細設計の発注につきましてですけれども、指名競争入札を予定しております。管理費用の質問があったんですけれども、詳細設計が終わって、建設工事に入る、その予算と共に計上させていただきたいと思えます。最後に建設時期ですけれども、今後、詳細設計へと入る中で、庁内で議論を重ねまして、財源の確保ができましたら、議員全員協議会へお諮りをしたいと思えますので、よろしく願いを致します。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

この今いう4番について質問をさせていただきますけれども、この今いう観光パンフレットの制作費100万円については町単独でやると、こう言われましたね。であれば、この廃止する必要はなかったんじゃないんですか、この予算の廃止は、削除。それはそんなもんおいちよいて、それでやったら良かったんじゃないのかという質問です。それ一つ聞いておきます。それから、どういいますか、観光振興協会の予算書には人件費として、観光アドバイザーの選考委員会報償費として20万円が出ておりますね。それから、事務委託費用が3カ月分、45万円が出ております。しかし、こうした観光振興協会の中の事業の人件費として、明確に出ているのはこれぐらいなんですよ。あと、事業もして、パンフレット代とかそういうものが出てるんですけれどもね、そういうものの中で、役員はどれぐらいの報償をもらっているのかなという心配が出てきたもので、ちょっと確認しておきますが、それから、ここにありますね、私の調べただけでも9項目ぐらいあるんですが、この25年度の重点施策としてね、町内の新たな観光資源の発掘やらね、いろいろずっとありますね。プログラムの作成、町内観光素材の、こういう事業をするのに、これは会員さんが無料報償でやられるんですか、これは。ちょっと、これは今いう観光振興協会のこの予算書を見てみますと、それがその人件費というものがないんですが、そのところを確認したいと思います。これはそのまま町の企画費のもんでございますけれども、結局、向こうに委託するというか、やってもらうと、こういう話が出たもので、それをやってもらうとなったら、費用がどうなるのかなという心配があって質問しているんです。よろしく願いします。それから、前回の議会で、私、提案しましたね、8項目、9項目、提案したんですが、町長から答弁がございませんでした。観光振興協会の観光体験等について、う

ちは8つ、9つぐらいの具体的な提案をしたんですが、答弁がなかったですが、こういうことをもっと、もっと、やっぱり住民さん全体からどんどん吸い上げていただいてね、もっと公募を、大きく公募をしていただいて、たくさんの方から知恵を出してもらってはどうかという気を持っております。今後、私の提案した部分についてはいちいち言いませんけれども、前回の分を参考にしてください、また考えていただきたいと思います。それから、ちょっと飛び飛びになって申し訳ございません。小学校のパソコンリースについて、教育長に一つお聞きしたいと思いますが、先ほどの答弁の中で、小学校両校が結局、多いところは安くなるということで差がついたという説明がございました。そうだったら、うちは一つの提案ですが、両校を一つのまとめて、人数を、なんぼになるんですか。65人になるんですか。一遍に増やしてやっちは駄目ですか。大きな声でかまん、言うてくれ。(自席より、学校、学校でサーバーという答弁あり。)了解。学校、それぞれにサーバー1台、サーバー1台置くから駄目だという今、答弁をもらいました。分かりました。

この野根地区のこの防災活動拠点について1点お聞きしておきます。データによりますと、高齢者の方、高齢者といっても年齢はちょっと分かりませんが、70あるいは75歳以上かなと思いますが、100メートル移動するのに約5分掛かると、こういうデータが出ていますね、それから考えて、野根地区の磯辺神社には避難タワーができております。それと、今回の野根浦地区の分を併せててですね、この2つで、この高齢者の方、100メートルを5分でしか歩けないという方の避難の受入れは、といいますか、対策はこれで十分にいけるんでしょうか、この2つのタワーで。それを1点お聞きしたい、死角はないのかどうか。それから、併せてこの2つのタワーで、フォローできる以外の、野根地区の以外の、その避難対策といいますか、場所といいますか、その計画はどうなっているのか。これは総務になりますか、産建になりますか、一つお聞きしたい。できておればお聞きしたいと思います。そしてまた、その計画はどこまで進んでいるのかということもお聞きしておきます。問題は、この東洋町の防災センターに、私はこだわりますけれども、本当によく考えていただきたいと思います。よく考えて下さいよ。5メートルあるいはもっと、それ以上になるかも分かりませんが、そういう浸水域に防災センターを建てるという、その発想ですよ、考え方。これは行政として私は納得がいかない。普通、みな浸水、今現在、建っているものであっても、浸水しない高台に移転しようとしているんですよ、あっちもこっちも全国的に。その中で東洋町の場合は浸水するところにあえて建てるという、その考え方、納得がいかない、これは。生見の今いう庁舎付近は5メートルという想定をしましたが、私

が先ほど言いましたように、甲浦10メートルから15メートルの波が来ます。野根地区も高くなりますが、そういう想定ができている中で、野根地区だけ5メートルという、そういう想定でね、ほれはどこの想定か知りませんが、そういうものを信用して建てるということになっては大変なことです。これはもう一度、検討し直していただきたいというのが私の質問です。考えがございませうか。考えがございましたら、答弁を願いたいと思います。こればで止めておきます。はい、よろしくお願いします。

議長

(小野 正路議長)
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答えを致します。ごめんなさい。質問の順番とは違いますが、まず、野根地区の避難場所につきまして、今、磯辺神社裏のところに津波避難タワー1基と、それから今、設計に入っております浦地区の今回の防災活動拠点施設と他にもですね、もう1箇所、計画では東町の方なんですけれども、町有地の方に、避難計画の方では入れております。それで十分なのかということなんですけれども、今現在、設計しておりますけれども、野根地区の方には消防屯所、それから野根地区の公民館、それから文化会館といった公共の施設がございませう。そのですね、その外付け階段が、屋上に上がる外付け階段ができないかということで、現在、設計をしておるところであります。それで十分かというたら、そうではないかもしれませんが、高台を、公共施設も活用して、高台、(議席より、新たに造るということやなしにとの発言あり。)なしに。既存の、はい、公共施設へ外付け階段を据えて、屋上へ避難すると(議席より、耐震との発言あり。)当然、耐震、ああそうか。野根地区の公民館はどうやったかな。(自席より、できてないとの発言あり。)できてないですかね。残ってたら、逃げるということです。

それから、4番目の観光パンフレットのことですけれども、田島議員、今、チラッと見えましたけれども、観光振興協会のですね、25年度の事業計画をお持ちですけれども、その中でですね、観光ガイドブックの作成ということで現在ですね、検討委員会を今、2回、開催しているんですけれども、東洋町の新たな観光素材の掘り起こしということで、既存の分も含めてですけれども、掘り起こしの方を行っております。そのガイドブックがですね、このガイドブックが、これからの東洋町のパンフレット、今、1冊あるんですけれども、パンフレットを作るにしても、それが元になるというようなイメージでガイドブック

を作っていこうと考えております。そのガイドブックを作成する中で、先ほど産業建設課長の方が、体験観光メニューのことを少し触れておりましたけれども、マリンスポーツだけではなくてですね、いろんな周遊プラン、観光所巡り的な周遊プランなんかも、その観光メニューの中に入れていきたいなという中で、要は観光の素材のですね、元となるような資料を今、作っております。そっちの方に取っかかっている中で、パンフレットをですね、パンフレットの作成を、諦めたというか、これは先ほど、産業建設課長の方からもありましたけれども、そういうガイドブックの方に専念するということですね、削減しております。それとあと、この観光振興協会の事務局は、総務課の今、総務課長が事務局長になるんですけれども、企画調整室の3人で事務局をやっております。その4名ですね、が中心になって事業を進めておりますので、その他に、今のところ人件費とかは掛かっておりません。以上です。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。3回目です。

8番議員

(田島 毅三夫君)

最後に一つだけ聞いておきます。長崎課長補佐にお聞きしておきますが、この観光パンフレット制作費で、観光ガイドブックを作成するという意味ですか。観光パンフレットは今いう、町企画課でやるということであって、100万円計上してたんですが、それを削除して、廃止して、それから、観光振興協会にやってもらうと、こう説明を受けたものですからね、そうであったら今いう、この観光パンフレット費用100万円というのは、先ほどの課長の話では町単独でつけるというような話があったもので、ちょっと今、頭が混乱しておりますが、どちらが何をするのか。ちょっと明確に答えて下さい。うちが一つ聞いたのは、その予算を削減したのであれば、歳入の方もどうなったのかということも聞いたんですが、そこまで言わなくても構いません。今これをどうするかということだけでも答えていただきたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。答えれる範囲で。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員のご質問にお答えを致します。すみません。予算のことを言うのを忘れておりました。観光振興協会の方でも、その観光ガイドブックの作成

と、それと平行して、観光の体験プログラム、体験観光メニューの以下になるんですけども、その検討と作成の方をやっておりまして、それぞれ観光ガイドブックの方では印刷製本費として50万円、観光体験プログラムの検討ということで、観光アドバイザーの報償費として20万円、これは観光振興協会の補助金の中で、当初から予算計上しておりますので、削減したものを、いやいいです。削減しております。(自席より、パンフレットとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

パンフレット、3回目、ちょっと質問ですので、分かる範囲でよいです。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

すいません。主のパンフレットですね。観光ガイドブック、今、観光振興協会の方で作成しているんですけども、それが今後、その町でも、観光振興協会でもそうですが、パンフレットを作成するための基礎資料ということで今、作っておりますので、そっちの方に今、専念をしているので、観光パンフレットは、今回はもう諦めたということです。(自席より、町単独ではなかったとの発言あり。)でも、どっちが作っても一緒です。(議席より、もっと打ち合わせしちょかんきん。観光体験メニューというのが、いわゆるガイドブックのことやろうとの発言あり。)観光体験メニューというのは、いやごめんなさい。防災と一緒に、ちょっと名前が似たようなものばかりなんで、イメージとしたらですね、サーフィンとかスキューバダイビングとか、パドルボード、シーカヤックとか、その体験プログラム、体験観光ですよ、それを並べたのが体験観光メニューという話です。観光ガイドブックというのは、東洋町の観光資源、素材とかの説明資料、観光パンフレットの元となる資料というような形で、自分の中では整理して進めております。(議席より、パンフレットは中止になった、廃止したということやねとの発言あり。)そうです。(議席より、町単独というのは今、言われたこととの発言あり。)補助金をつけてなかったという話ですよ。補助金、(自席より、私の方が間違えてましたとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

はい、答弁者がちょっと間違っようなので、伊吹産建課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

すいません。先ほどの答弁を訂正させていただきます。観光パンフレットについては、町単独事業で実施する予定と答弁致しましたが、これは、もう廃

止ということで、お願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

以上で、8番、田島毅三夫議員の質疑が終わりました。他に質疑はありますか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を(自席より、あ、ちょっとごめんなさい。反対討論がある。まだいけるやろうとの発言あり。)なしと言いましたよ。(議席より、まだ、次までいっちょらんきんかまんやろう、まだ、決定しとらんきんとの発言あり。)はい、反対討論ですか。(議席より、はいそうですとの発言あり。)反対討論ですか。(議席より、そうですとの発言あり。)はい、8番、田島毅三夫君。反対討論。

8番議員

(田島 毅三夫君)

申し訳ございません。一般会計補正2号のうち、2件についての反対討論、理由の説明をさせていただきます。今回、先ほども大分、休憩時間を取りまして、紛糾しましたが、今回、議会だより発行費用の不足額38万5,000円が追加されてきましたが、議会質疑は内容、掲載する予算がないとして、122号分から予算の使い道を質した。質疑答弁を全て削除しながら、カラー印刷にして30万円も増額するような矛盾を断行しようとしております。住民が一番知りたいのは、自分たちの血税がどのように使われ、どのような成果があったのか、無駄はないか、費用対効果などを知りたいのであり、議会も住民代表としてそれを質疑し、報告する重い義務と責任があります。その質疑答弁の掲載を廃止してしまったわけでありまして。カラーにしたければ、表紙のみにして、議案質疑答弁を掲載させるべきであります。大事な議案質疑を削除した上、カラーにして年間30万円もの増額をするような補正には反対致します。

2つ目の反対理由でございますが、危険を冒してまで、浸水予測地に建てる防災センターには大反対したいと思います。生見庁舎敷地の、次回、津波の浸水予測は地面が7.4メートルで、その5メートルの津波が来るから、海拔12.4メートル浸水すると予測した上で、防災センターを庁舎敷地内に建てようとしております。しかし、次の津波で、甲浦港付近は2メートルの地面に15メートルの波が来て、17メートル浸水するんです。白浜でも3メートルの地面に10メートルの波が来て、13メートル浸水するという予測が出ています。つまり、前回の津波では、浸水波高4.5メートルだった甲浦地

区の浸水より、1メートル以上も高い6メートル波が来た生見が、次回、南海地震では甲浦よりも低い浸水を想定して、防災センターを建てようとしているのです。こんないい加減な想定で防災センターを建てることに賛成できない。特に、この防災センターは、災害時には対策本部となり、復興拠点ともなる重要な施設であります。そのための情報機器や救助機材なども保管すべき町の防災復興指揮の中核施設であり、絶対に浸水や破損など、あってはいけないのです。この防災センターは、津波の浸水予測のない高台に移転、設置すべきと考え、今回の採択には反対致します。その他の事業は緊急を要する必要があるものと考え、賛成は致しますが、この2件のみの再検討を求めたいということで、皆様にご協力、賛成を、反対討論の賛成をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

田島議員の反対討論が終わりました。賛成討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)賛成討論なし。これで討論を終わります。

これより、議案第46号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更についての件を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席より、

なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号、生見地区防災避難タワー建設工事請負契約の工期の変更についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第6号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

福島登でございます。発議第6号についてご説明を致します。森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について、本議案を別案のとおり会議規則第14条の規定により議会に提出致します。本日提出であります。提出者は私、福島登、賛成者は、今宮裕明、小松熙、田島毅三夫、西岡尚宏の各議員でございます。本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。9月12日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。温室効果ガスの削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題です。我が国は、京都議定書目標達成計画に掲げられた6パーセントのうち、3.8パーセントを森林吸収量での確保と、同等以上の取組を推進することとしている。地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従業者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢であり、山そのものが荒廃し、自然災害等に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを構築するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか6名の議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案につきましてはお手元に配布しておりますので、ご参考いただき、ご審議をよろしくお願い致します。以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第6号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員(賛成9、反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第7号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生君)

発議第7号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書について、本議案を別案のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。本日提出致します。提出者は私、平山照生、賛成者は、松本太一、小林幸三の各議員であります。本件は意見書採択の要請があり、本定例会の開会日において、総務教育民生常任委員会に付託を受けたものであります。9月13日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決し、意見書を提出しようとするものであります。趣旨説明を致します。現下の経済情勢は、株価の上昇や円安により、多くの国民は物価高、原材料費の高騰などでますます生活が圧迫されている状態となっている。更に年金受給が減り、医療や介護の負担が増大している。この下での消費税増税は、個人消費をますます冷え込ませ、デフレ不況克服という課題を遅らせることになりかねない。消費税法附則第18条第3項では、経済状況によっては施行の停止を含め所要の措置を講ずると、増税中止を選択することも可能と明記されている。法の解釈どおり施行の停止を実施するよう、別添の意見書のとおり地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか大臣2名に提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考の上、よろしくご審議願います。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第7号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、全員であります。もとい、挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第8号、道州制導入に断固反対する意見書についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦君)

発議第8号、道州制導入に断固反対する意見書について、上記議案を別案のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。本日提出であります。提出者は私、高島俊彦であり、賛成者は、松本太一、平山照生、小林幸三の各議員であります。本件は意見書採択の要請があり、本定例会の開会日において、総務教育民生常任委員会に付託を受けたものであり、9月13日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決し、意見書を提出しようとするものであります。趣旨説明を致します。我々、町村議会は、町村議会議長全国大会において、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案を提出されようとしていることは誠に遺憾である。とする緊急声明を行った。しかしながら、与党において道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を国会へ提出し、閉会中審査となっている。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容になっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。町村は、住民と共に個性ある町づくりを進めてきた。それにも関わらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、住民を置き去りする

ものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信する。よって、道州制の導入に断固反対する意見書を地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか6名の議長、大臣等に提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考の上、よろしくご審議のほどお願い致します。以上で趣旨説明を終わります。

議長

(小野 正路議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第8号、道州制導入に断固反対する意見書についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手、多数(賛成8、反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。(自席より、何名ずつか言ってくださいとの発言あり。)はい、8名、1名反対です、賛成8名。次へいきます。

日程第16、議員派遣についての件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成25年11月5日、愛媛県、松前総合文化センターまさきにおいて、第54回四国地区町村議会議長会研修会に議員派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第17、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。暫時、休憩を致します。再開は3時10分、15時10分から。

(休憩時間:15時02分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 15時10分)

日程第18、一般質問を行います。質問時間は、一人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。質問の通告が5名出ております。それでは順次、これを許します。初めに、小松熙君、件名は、今後の雇用対策についてであります。答弁者は町長他となっております。5番、小松熙君、質問を始めて下さい。はい、どうぞ。はい、質問を始めて下さい。

5番議員

(小松 熙君)

はい、今後の雇用対策について聞きます。ここ10年間に東洋町の人口は560人ぐらい減少しております。その原因は、死亡者数は10年間、ほぼ横ばいであるのに対し、出生数の減少、また、Uターン、Iターン者数よりも、若者の就職、他による流出人口が多いためであると考えます。執行部の考えを聞きます。その原因は東洋町に生活ができる就職先が少ないためであります。その対策として、この3月に松延町長が作り上げた光ケーブルを利用した仕事を作り上げることが一番、可能性が高いと考えます。私自身も来年からインターネットを利用した商売を考えておりますが、私の頭脳ではパソコンについていけません。その点、役場には町長始めパソコンに強い方が大勢おります。そこで官民協力して、光ケーブルを利用した仕事のプロジェクトチームを立ち上げませんか。幸い東洋町には若いサーファーが多数、来町しており、頭脳明晰な人もかなりいると思うので、そういう人にも入ってもらった組織を作りませんか。そうしないとあと10年で、人口は2,000人近くになるのではないかと心配します。日本の人口も昨年度は、26万人余り自然減になったそうですが、東洋町においても何もしなければ、人口減に拍車が掛かるのは必至です。幸い東洋町には優れた自然がたくさんあります。釣りのできる磯、白浜海水浴場、生見サーフィン場、鮎釣りの野根川、野根山街道等、全国発信すれば観光客増も見込めます。そういうことのできるプロジェクトチームを立ち上げることを要望します。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

小松議員にお答えを致します。最初にですね、私自身はですね、文書打ち

しかできない程度のパソコン能力でございますので、申し訳ございません。小松議員のご指摘のございました、人口減少の諸要因等につきましてはですね、そのとおりだと認識を致しております。人口減は本町の場合、昭和34年合併後、確実に人口は減少してきた、今も継続して減少しております。そして、15歳未満人口と65歳以上人口の比率が逆転しましたのは、昭和60年頃でございます。いわゆる少子高齢化の現象でございますが、ご指摘の要因は、県境にある地理的な本町の特殊要因と社会的要因とも重なり合ひまして、悪循環のように歯止めのきかない過疎の進行ということになって参りました。そして、その現象は今も継続しているという状況でございます。人口減少問題は高速道路が開通をし、ベッドタウン化して、人口増に転じた町も存在はしておりますけれども、地方都市の多くの自治体では、共通の課題として様々な工夫や対策を講じていることも事実でございます。しかし、人口減少対策としての劇的に即効性のあるものはないことも現実問題でございます。しかし、今回ブロードバンドの整備は、私自身も地域の再生の切り札と位置づけ取組んできたつもりでございます。現状を正しく共通の認識として捉えていくこと、そして、利活用による地域の活性化、利用形態による新たな就業形態の可能性も、その認識も含めまして、普及拡大していかなければならないと考えて参りました。現在、告知端末器により、行政情報、防災情報、ラジオ放送、議会の音声生中継をしているところでございます。当然に、ご指摘のようなインターネットの普及、利活用策、拡大が最重要であると考えてきたところでございます。また、今、話題のですね、徳島県神山町でございますが、本町の産業建設常任委員会も視察に伺ったと聞いております。8月5日には、安芸郡町村長会と致しましても、視察研修に私も訪問を致しました。神山町でもブロードバンドを四国一早く整備をし、それから10年以上が経過して、現在の注目すべき現象を迎えているということでございます。県の支援、町の支援はあとからついてきたということでもございますが、向こうの方のお話の中にですね、にんじんだけをぶら下げるだけでは人は定着しない。そのような方策は取らないとの言葉が印象的ございました。補助金をえさにしないということだと受け止めて、考えさせられたところでございます。補助金漬けの次は無料、ただということにもなるわけでございまして、物のばらまき政策というものは、町の活力の再生につながらない。地域経済の再生、地域に誇りを持つことにもつながらない、連携するということにもつながらない、結論と致しまして、町の再生にはならないと確信したところでございます。ブロードバンドの環境整備は、私自身当初からの公約でございます。本町もやっと本年3月末に整備をしたばかりでございます。告知端末器の整備も含めま

して、植物でいえば、種をまいたばかりという現状にあるわけでございます。普及、拡大と利活用の方策として育てあげていく時期としては、そのための肥料でありますとか、水も必要でございます。そして、雇用対策や人口定住策にも結びつけていく必要がございます。これまでも何度もお答えもしてきておりますが、今回の小松議員のご提言のような件も、喫緊にプロジェクトチームとしての結成も必要となると考えておりますが、交流人口の拡大策から定住策へとつなげていく、初期段階としての種をまき、受入れ環境整備にも今後、検討していく必要があると実感しているところでもございます。また、課題でもあります海の駅、再建という、想定外でありました事案にも取組まなければなりません。観光振興協会の部会的組織として、位置づける方策でありますとか、他団体との連携という形も検討していきたいと考えてところでございますが、民間だけの組織立ち上げが理想的だと考えますが、その可能性や、また、町内外からの人材の発掘等、共に検討して参りたいと思っておりますので、今後も情報のご提供も含めまして、よろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)
5番、小松熙君。

5番議員

(小松 熙君)

東洋町の人口が5,000人を割った頃から、専門的商店、商売がだんだん淘汰されてきました。履き物や傘や、衣料品や建材屋、飲み屋など、東洋町には一部を残してほとんどなくなりました。この状態を打破するにはさっきも言ったように、ただ一つ、光ファイバーを利用した商売、これは国内だけをターゲットにしても、1億2,000万人のお客がいます。プロジェクトチームを作って、何人かがネット商売、仕事すれば雇用も膨らみます。私がこの10年間、夜も寝ずに頑張って5名の雇用を増やしました。私の能力が足りないのか、私にはこれで精一杯です。夜、寝なかったのは遊びがほとんどですが、何人かが儲かる商売を立ち上げれば、雇用は何倍にもなります。是非、プロジェクトチームを作りませんか。そして、役場のサポート、よろしくお願ひします。誰かがネット販売に成功者が出れば、農業、漁業の1次産業にも波及効果が現れるはずですが、また、上手な宣伝をして、観光客が増えれば、旅館、民宿、飲食店が潤います。風吹けば、桶屋が儲かると、昔のことわざがございしますが、そうなることを期待して質問を終わります。あとは要りません。よろしく。

議長

(小野 正路議長)

はい、松延町長。要らないようですけれども、答弁をして下さい。

町長

(松延 宏幸町長)

一応、用意しておりましたので、すいません。先ほどですね、例えと致しまして、肥料や水というようなお話を申し上げましたけれども、現在のところですね、本年8月から総務省の地域情報化アドバイザー制度を取り入れたところでございます。総務省から派遣を受けまして、既に指導をいただいておりますのは、四国情報通信懇談会運営委員長として全国的に活躍をされております、本県出身の坂本世津夫氏でございます。現在、本町にあった光ネットの活用策について普及、拡大も含めた取組プランの作成をいただいております。本町の取組むべき方向性は小松議員のご意見とも合致するものだと思います。詳しいことにつきましては、また関心のある議員さんの方には、のちほど資料を配布させていただきます。今後の研修会等の開催にもご参加も含め、ご検討をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(小野 正路議長)

小松熙君の質問が終わりました。続いて、3番、西岡尚宏君の質問を許します。件名は、白浜地区第1防災避難タワー及び第2防災避難タワーについて他1件であります。答弁者は町長他となっております。西岡尚宏君、質問を始めて下さい。

3番議員

(西岡 尚宏君)

それでは質問させていただきます。1に白浜地区第1防災避難タワー、第2防災避難タワーについて、白浜第1避難タワーは、平成22年3月に高さ7.11メートルで完成しています。第2タワーは、平成23年2月に8.5メートルで完成していますが、その後、東日本大震災ののち、県の想定浸水深は大きく変わったと思ひます。今のままの高さでは、第2タワーは1.37メートル余裕がありますが、第1タワーは79センチ足りません。県の津波避難タワーに関する調査で、平成24年度までに、予定のものに余裕高で最大クラスの津波から避難するのに十分と考えているのか。十分でないと考えているのか。また、十分でないと考えている場合は、今後の対策を記入して下さいとの問いに、第1、第2、共に増築を計画、と書いてありますが、どのような増築を考えているのかお聞きしたい。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

西岡議員のご質問にお答えを致します。白浜地区にあります現在、2基の津波避難タワーにつきましては、県が平成17年度に発表致しました、南海地震、当時は安政南海地震級の南海地震を想定して、津波高の津波の浸水深の予想を出したところでした。その津波高の想定に対応するために、津波避難施設として建設したところでございます。想定津波高に対しまして、第1津波避難タワーについては2メートルから5メートル、第2津波避難タワーにつきましては3.5メートルから6.5メートルの余裕高をもっておりました。ただし、西岡議員のご指摘のとおり、昨年度、県が最大クラスの津波を想定した新たな津波高となると、白浜地区第2津波避難タワーは辛うじて、1.3メートルの余裕高があるものの、第1津波避難タワーにつきましては残念ながら、現状の高さでは対応できないという結果となっております。昨年9月に県が策定をしました津波避難タワー設計のための手引きでは、予想される津波高に対しまして、2メートルから4メートル程度までの余裕高を設けることが原則となっておりますことから、第1、第2津波避難タワー共に、そういう意味では高さが足りておりませんので、増築の方を計画しております。ただ、増築と申し上げましても、既存のタワーへの嵩上げというのは建築基準からすれば、構造上、困難なこともありますので、既存のタワーへ隣接するような形で、新たなタワーを建設する方向で、地権者並びに白浜地区の住民の方々とも、協議を重ねて進めて参りたいと考えております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

3番、西岡尚宏君。

3番議員

(西岡 尚宏君)

今、進めて参りたいと言いましたが、この問題は同僚議員も、もう何回も質問していると思いますので、白浜地域というのは、東洋町で一番、津波が危ないところだと思っております、山もなく。そのためにも1日も早い完成をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

それでは、2の野根、東町地区の避難タワーについて、当初は、東町地区は二つの計画があったと思いますが、一つは工事をしていると思います。も

う、ほぼ完成だと聞いておりますが、もう一つは、土地とかいろんな問題で止まっていると聞いています。その後、地区の住民からここに作ってもらいたいと陳情があったと聞きますが、町は予算の問題で今は、土地を買ってまで、できないと答えたようです。東町地区にはどうしても、もう一つ避難タワーが必要だと思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいです。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

西岡議員にお答えを致します。先ほど担当の方からも答弁がありましたけれども、白浜地区ですが、新想定ではご指摘のとおりですね、一番危ないということですが、夜間においてはですね、地震発生後、10分後に避難開始との想定で、逃げ遅れによる被害が大変心配をされております。しかし、5分後に避難開始をするという条件であれば、逃げ遅れによる死者数はゼロになるということでもございます。津波の到達時間が早いとの想定では、避難タワーだけではなく、他の方策も検討していく必要もあると考えているところでございます。他地域のタワー完了後、増築ということも検討していかねばなりませんけれども、財政規律のことも考慮しなければなりませんし、財政的に有利な方策も検討しなければなりません。秋の国会で成立見込みの特別措置法の中で、柔軟なメニューを県とも協議をしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほどのですね、野根地区の件でございますが、野根地区は海抜があるということで、それほど高くない避難タワーでもよいというふうにも思われますけれども、ご指摘のところの東町地区の真ん中辺りの位置にですね、必要というふうに考えております。適切な位置に用地の協力がいただけるのであれば、建設を検討していくというように答えてきております。陳情もいただいているところでもございます。この件も、特別措置法が成立を致しましたら、財政的に有利な方策を検討して参りたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
3番、西岡尚宏君。

3番議員

(西岡 尚宏君)

財政面とか、いろんな問題はよく分かりました。ただ、住民が1日も早く、このいつ来るか分からない南海地震に対して、安心できるような避難タワーとか、いろんなものを1日も早くお願いしたいと思います。これで終わります。

議長

(小野 正路議長)

西岡尚宏君の質問が終わりました。続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は、選挙公報の発行を求める件について他5件であります。答弁者は町長及び関係職員、担当者となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

はい、通告してあります。1つ目、選挙公報の発行を求める件についてお聞きしたいと思います。今回のですね、議員補欠選挙では聞いたところによりますと、投票率が49パーセントであったと、そのうちまた、その中でもまたですね、無効票が63票もあったと聞いております。そしてまた、その無効票の中でも、白票が30票もあったと、こう聞いているんですよ。せっかく、投票所まで行き、なぜ白票を投じたのか。もちろん気に入った人がいないということもあったかも分かりませんが、それよりも各候補者がどのような人なのか、どのような考えを持っているのか。そういうことが分からなかったためではないのかと、こう思っております。そういうことで棄権した人も多かったのではないかと、こう思っております。そういうことで、そこで今回、次のですね、選挙からですね、候補者の氏名や年齢、経歴などの他に、立候補の理由や所信、考え方などが分かるようなですね、そういう選挙公報として、投票日まで発行、配布できないか。こういう提案でございます。それが出ればですね、候補者のことがよく分かり、当選者も約束を守るだろうし、また、投票率の向上にもつながると考えますが、町長の考えをお聞きしたい。これは町長になるのかな、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

田島議員の質問に対してお答えします。選挙公報の発行を求める件についてということでございます。今回の町会議員の補欠選挙につきましては、先ほどの話にも出てました、投票率が49パーセントと非常に低かったことに

対しまして、広報活動が十分でなかったということにつきましては反省をしております。ご質問の選挙公報につきましては、日程的に投票日までに全戸配布に対しては難しいと思いますが、なお、選挙管理委員会と協議をしていきたいと考えております。候補者に対しまして、候補者の所信や考え方につきましては、選挙用のはがきを利用させていただきたいと考えております。はがきの取扱費につきましては、公費で賄っております。候補者1人当たり800枚を限度としておりますので、よろしくお願い致します。町と致しましては、防災行政無線や光ケーブル宅内放送を活用しまして、広報活動を行いまして、投票率の向上に努めたいと考えております。以上です。

議長

(小野 正路議長)

町長もいきますよ。要らんですか、町長のは。要るんでしょう。はい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えになっていないと思いますけれども、一応は答弁致します。投票率の問題はですね、国政選挙におきましても、県議選におきましても、広報活動にはなかなか限界があるのではないかなというふうにも感じております。低投票率が危惧されております現状は、全国的な傾向にある問題でございます。都市部だけでなく、地方におきましても、若い方たちの選挙離れや無党派層の増大ということが指摘をされてからも久しいわけでございます。特に田舎の選挙ではですね、重大な懸案事項がある場合には投票率も上昇するという事も考えられますけれども、間近に迫りました町議会議員選挙でございますが、争点を何にするかということもございまして、各候補者の熱意や創意工夫も必要だと思っております。これ以上のことはですね、控えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

今、担当課長、それから、町長からそういう答弁をいただきました。一つの問題点は、その公報の問題だけじゃないんですよ。公報の、その浸透性とかね、そういうことだけじゃなくて、私が言っているのは、その個人、個人の考え方とか、所信、それから、そのどういいますか、人となりといいますか、そうい

うことが全住民さんに分かっていない、分かりにくいと、そういうことで、何とか公報を出していただけないか。そして先ほど、課長の方から時間的な問題があると言われましたね、ただ、考えていただけたら、その告示の日に、申込をしてくる。そのときに一緒に、先に配布をしておいてから、その書式を渡しておいて、もらっておいて、それに書き込んでもらうと、写真を添えて、それをそのまま持ってきていただくという形ね、そこで受理して、それはもちろん、チェックはせんといかんとします。チェックして問題があれば、訂正はせんといかんとします。訂正がなければそのまま、どちらにしても、その当日、5時までに受け付けた分については、ちょっと夜、残業をしていただいたら、その日のうちに、私は仕事ができると思うんですよ。確定したものが。そして、明るる日に、印刷に回す、あるいは輪転機で、町が、町の輪転機で回すなり、そういうことをしたら、翌々日、告示の翌々日の午後、ないしは明るる日の朝から配布はできると、こう考えますが、その時間帯はどうでしょうか。無理があるでしょうか。お聞きしたいと思います。それから、一つはこの選挙の、今はがきのことが出ましたので、少し聞いておきますけれども、この問題についても、できたら町長、この東洋町の郵便局は無集配局ですか、なっておりますね、この選挙公報にしても、はがきにしても、当日、室戸まで走らんといかんのんですよ、これは。これを持って、候補者が、こういう大きな大変、一番大事な忙しいときに、こういうリスクがあります、時間的な、できれば日にち的には間に合わんと思いますけれども、何とか東洋町をその集配局にさせていただけるように、町長の力です、訴えてもらいたい。以上です。

議長 (小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
再問にお答えします。候補者の人数等の問題もあると思います。前回は19名の候補者でしたか、という人数の問題は一つあります。それと、配布方法についても、多少の問題が出てくると思います。日数は5日ですか、告示から投票まで、その間という、実質は4日の間ということになりますので、ちょっと配布方法にも問題があると考えております。

議長 (小野 正路議長)
8番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫君)

2問目の質問、その今いう、無集配局の問題については、町長にまた今後、お願いしておきます。それから、2つ目の質問になります。町基幹産業の振興へ非常事態宣言を発令せよという名前の、ちょっと何いいますか、題でございすけれども、1つ目に、平成20年度から現在までに町人口は450人、年間約90人近い人が減っているんですよ。このまま、人口減少、少子高齢化が進めば、農林漁業、商工業等はですね、全て地場産業はあと5年、10年もたないのではないかと、そういう事態に落ち込んでおります。例えば、漁民数は後継者もなく、半減するだろうし、農業も担い手の減少によって、耕作放棄地は更に増大し、農業自体が潰れると、こう心配をしております。商業も同じです。人口減少による消費の落ち込みによって、売上げはますます減少すると考えていますが、その対策もない、されていません。今こそ、行政、議会が、また住民がですね、一体となった町再建計画を練り直さなければいけない事態に入っているんじゃないかと思えます。ただ、私が今まで、ずっと前、その前、前々、また前、ほんで現在の町長に対していろいろと提案をさせていただきました。町活性化についての意見やら、提言やら、提案やらいろいろさせていただきました。しかしながら、本当に、この行政側の腰が重いといえますか、なかなか動かない、予算の関係もあると思えますけれども、それは結局、その現在の東洋町のおかれている現状に対する、その認識といえますか、行政の認識が甘い。危機感がない。こう断言させてもらいたいと思えます。そして確かに、検討するというような話はよくあるんですが、それがなかなか対策として実行されていない。それもそのままになっているということが多々あります。そういうこともないように、これからはもう、まず実行していく時代に入っていると思えます。そこで一つ町長にお願いしたいというのは、今こそ町長自ら先頭に立って、東洋町非常事態宣言を発令していただいでですね、そして全町上げての真剣な町再生、振興計画の練り直しを行おうではないか、そういう提案でございす。町長の前向きな答弁をいただきたいと思えます。

2つ目になります。2の2です。今、例えば、よく私が使う、ある方も使いますけれども、現在の東洋町というのは2,900人が乗った東洋丸という船に我々は乗っていると、こう仮定したときにですよ、現在はあちこち開いた穴から農林漁業、商業、全てですけどもね、過疎化もあります、そういうあちこち開いた穴から大量の海水が今、浸水している状態、そして日に日に、刻々とですね、船が沈んでいるんです、傾いているんですよ。その中で船長である町長は柄杓でア力をかえるようなですね、対処療法で対応している。厳しい

言い方でごめんなさい。そういうように見えるんですよ。そして、そういうことでは駄目なんです。今はもう、この時点では大型ポンプでアカをくみ出しながら、その開いた穴を一つ一つ詰めていくと、そういう対応をしなければ本船、東洋町は沈没してしまいます。底に沈んだらもうどうにもならんのですよね。そこでまず、既存の農業委員会や森林協議会、観光振興協会などに檄^{げき}を、檄^{げき}というたら言い方悪いですね、お願いをしてですね、諮問して、漁業、商業などの組合以外の、新たな再建組織を立ち上げて、漁業、商業については今、漁業組合もあります、商工会もありますけれども、それ以外の住民さんによる、そういう組織を立ち上げていただいて、そして、持ち場を死守するような責任を持って、再生振興計画の立案に取り組んでいこうではないか、もらおうではないか。その上で、全委員会が連合した東洋町再建プロジェクトを立ち上げ、対策を練ろうではないか。その先頭に町長が蹴引き裂いてでも立っていただきたい。先頭に立っていただきたい。そういう、静かにしちよって下さい。議長。

議長

(小野 正路議長)

私語、私語は慎んで下さいと。4番、私語、慎んで下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

その先頭に町長に立っていただきたい。その考えを聞きたいと思います。その一つの農業関係として、そこに、一緒に資料を添付させていただきましたが、1番の中に二つ出ておると思いますが、それをひとつ参考にさせていただきたいと思います。そして、9月2日の分については、あれ、渡してくれてない。ああ、そうか。(自席より、最初の分はもう渡してますんで、一緒です。題だけちょっと削除、日付けとの発言あり。)題、変えてくれたんかい。(自席より、題は変えて今、配りますとの発言あり。)説明せんでもええんやね。了解。

議長

(小野 正路議長)

続けて下さい。

8番議員

(田島 毅三夫君)

ここに一応、書かせていただきましたが、こういう形のね、農業やったら農業、漁業やったら漁業、商業やったら商業の、その委員会の中で、これぐらい全員が力を合わせて、練りに練って、東洋町再生を進めていくと、こういう

プロジェクトを作っていかなければならない。その先頭に、町長に立っていただきたいという質問でございます。考えを聞きたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。かなりですね、厳しい表現、厳しいご指摘をいただいております。毎回のようにはいただいております。最初にご提言のですね、非常事態宣言ということでございますが、その趣旨、気持ちはですね、理解するところもでございますけれども、手立て、効果と致しましては、やはり疑問を持つところでございます。また、危機感が全くないということでもないというふうにも思っております。手立てに試行錯誤している現状は認めなければなりませんけれども、国におきましても、政策がころころと転換されるという状況もでございます。宣言をすれば情勢が大転換するということにはならないと考えるところでございます。様々なご提言の中の行政、議会、住民が一体となったという点におきましてはですね、各種の団体との連携強化に取り組んでいるところでございます。議会議員の中でもなかなかですね、広報委員会一つを例にとっても、何度も中断、休止というようなことを繰り返してきているような事情では、議会の総意としての取組を検討していただくことも必要ではないかと思っております。どこの世界におきましても、どのような組織におきましても反対する方は必ずおられます。国政におきましても、県政、市政、本町のような小さな町の町政におきましても同様に、反対意見や反対行動を取る方は存在するわけでございます。2番目のご質問でございますけれども、各種の団体との連携を強化していくことは重要でございます。必要でございます。連帯ということが必要でございますが、農業委員会でもですね、様々なご意見を集約していただきまして、組織としてご提言をいただければ大変、有り難いというふうに思うところでございます。田島議員の私案もご検討していただいたらよいのではないかなと思っておりますけれども、田島議員もですね、農業委員として何期か就任もされているはずでございます。この度も復帰をされているということもお聞きしております。その中で、各委員の総意をいただくということも大事ではないかなというふうに申し上げます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

8番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫君)

ちょっと、項目が多いので急いではありません。そういう答弁をいただきました。確かに、それは言い逃れといえますか、それは口頭でなんぼでも言えます。私が言っているのは、そうではなくて、この現状を見ていただきたいと、東洋町のこの現状を。同僚議員からもありましたけども、あと5年という話が出ましたが、私もそう実感しております。もう5年、10年で本当に東洋町は駄目になるんです。それを黙って見ているんですかということなんです。そのためには何らかのできる限りの手を打たなければならない。それは住民さんも、議会もそうでございますが、まず、第1に、これは行政が動かなければこれは、町は動きません。そういう意味から言っております。それから、今、農業委員会のことも言われました。私が言っているのは、農業関係部門では、農業委員会としては、こういう活動をしていかなければならないと、こう言っておりますが、私が言っているのは、町長にお願いをしたのは、全町、全産業を引っくるめたリーダーシップを執っていただきたい。その中で商業は商業、漁業は漁業、林業は林業、それぞれが農業委員会のような、そういう形の今、何が問題なのか、それを全部洗い出して、その問題の一つ一つに対して、ではどうするかという対応策を考えていくという、そういうプロジェクトを、そういう機関を作っていけど、そういう活動をしていけど、していきましょと、こういう提案をしているんです。そのリーダーシップを執って、町長はやっていただきたいと。檄^{げき}ではありませんけれどもね、やって、リーダーシップを執っていただきたい。その考えがあるかどうかということを知っているんです。それから、この非常事態に対してですね、私が今、一番、確かに、議会のことも言われました。そのとおりでございます。もう反論はございません。議会にも責任はあります。ところが一方ですね、公僕である職員や住民代表である議会の目の色が変わっていない。議会も含めて、職員さんも同じです。この状態にありながら、いまだに目の色が変わっていない。自分たちの船が沈んでるんですよ。自分たちがその船を任されてる船長であり、機関長であり、船乗りなんですよ。お客さんが、言い方悪いですが、2,900人の住民さんが乗っているんですからね。その船の舵取りが、我々は責任があるんですよ。ところがそれに対して、何をどうするのかという、目の色が変わっていない。そういうことで、私は今、質問しているんです。特に町長、副町長に危機感が全く感じられない。今の答弁聞いていてもそうでございますね。もっとやっぱり危機感を感じて、もう、まなじりを引き裂いてやっていただきたいということでございます。昔の殿様の例を言ったらいきませんけれども、家来の命と引

換えに、自分が腹を切ったというような、そういう昔の戦国時代の武将がおりますね。そういうぐらいの、やはり町長はね、町と住民のために、命も投げ出すという覚悟と責任がなければいけない、こう思うんですよ。それを一つ、今日の議会を一つの契機として、新たな心構えに変えていただきたいという希望を持っております。それから、職員さんも住民生活を守るために、高額給料をもらっているという自覚、意識、これが大事です。そして、事務処理だけでなく、どうすれば町を発展させられるのか、住民生活を守れるのか、日夜、頭を砕いて、施策していただいて、そしてまた、いろいろな案が出たら、それを上司に訴えていただいて、献言していただいて、そして、町をよくしていくという、先頭に立っていただきたい。各、ここにおられる幹部職員を中心になってですね、先頭に立ってですね、やっていただきたい。それを思っております。議会も同じですけどもね、議会や各委員会も同様、報酬をもらえば、ボランティアではありません。仕事です。仕事なら、それに見返る責任を持たなければならない。それは皆さん、ここにおる10人は皆、そう思っておりますけれども、それならそれで、皆が団結して、一致して当たらなければならない。それが今、できていません。その責任は真摯に考えていきます、考えていっております。職員や住民、またネットでですね、小松議員から言われましたが、全国にアイデアを募って、よい意見には金一封を出してもいいのではないかと考えております。そういうやる気をまず起こしていただきたい。町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
田島議員の再問にお答えを致します。そういったですね、状況が可能と、判断できる状況ということも大事でございます。財政支援の方策にまず、めどを立てずして、何事も軽々にはお答えはできません。が、後半の部分のやる気といいますか、職員の目の色ということも含めまして、私以下ですね、目の色が変わっていないということのご指摘は当たっているかも分かりませんが、今後、指導も含めまして、私以下ですね、今後ともご指導のほど、よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

どうも、町長からそういう答弁をいただきました。きついことを言いまして、申し訳ございませんでした。我々といいますか、私自身も言った以上は、そのようにして今後、全力で頑張っていきたいと思います。

3つ目の質問に変わります。職員採用について、地元住民を優先するように求める件ということで質問させていただきたいと思います。今回、一般職員と消防職員の若干名の募集がありましたね。それに対して聞くところによりますと、一般職員が11名、それから消防職員が14名の応募があったと聞いております。ただこの人数を聞きまして、気になることは、その応募者のうち町外出身者が半数以上、占めていると、町以外の方がですね、半数以上、占めていると、こういうことを聞きました。もちろん、町外居住者を採用することは違法でも何でもありませんけれども、やはり、地元自治体が職員を募集するのに当たってはですね、地元住民を優先的に採用してあげるべきではないか、こう自分なりに考えます。特に町内にはですね、失業者があふれております。そして、自然減以外にですね、年間30、40人が離町しております。生まれた方、亡くなられた方から生まれた方を引いた以外に、30、40人の方が離町といいますか、町を離れている。町を出て行っていると、こういう状態でございます。その方たちがですよ。出て行くにはそれぞれの理由はあると思いますけれども、先祖代々、ここに住み慣れてきた、この東洋町を離れて、よそに仕事をしに行かなければならない、というこのね、気持ちといいますか、それを考えたら、やはり、この町に住んで、この町で仕事をさせていただけるというのがベストといいますか、最善だと思えますよ。そういう意味からもやはり、私はその子どもたちが、出て行く人たちがここに定職を持って、ここに定住して、お父さんお母さん、また、結婚してからその子どもを作って、そういうことによって、町を発展させていくということは、最も大事やと思えます。そのためにもどうか、地元居住者、地元出身者といいますか、そういう方を優先してから雇用してあげて、採用してあげて欲しいというのが希望でございます。どういいますか、地元住民であっても、確かに、公務員さんとして適当でないという方も、おられるかも分かりませんが、そういう方がいない場合については、よそから募集するというような形を取ってもらえないか。まず、ほんでこれから今後、そういう募集をするときには町内の方に対して、対応して、募集をかけて、そして、どうしても集まらないというときには、町外にかけるといような、そういう形を取ってもらえないかということでございます。そして確かに、よそから来ている方が大分、おられます、こちらに。

立派な方ばかりおられますけれども、やはり、その他町から来た方の一番の問題点はやはり、ここに先祖代々いないということもあって、親戚関係やら、そういう、どういいますか、住民感情、コミュニケーション、それから町の気質といえますかね、家族構成や縁戚関係、そういうものがない、その上に地理的な問題も、確認の問題も、把握の問題もあると思います。そういうことからいって、やはり町の職員さんとなる方は、地元の人に入っていただくというのがベストだと、こう思うんですよ。そういう意味からも町長、是非、町の住民さんを優先していただいて、そして、それがなければ町外からという、方向を転換していただきたいが、どうでしょう、お願いしたいと思います。

議長 (小野 正路議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

田島さんの質問にお答えします。職員の採用試験については、地元住民をとということですけれども、これにつきましては、東洋町内外から多くの申込が来ております。一般行政職員11名と、消防職員14名でございましたけれども、現在、消防職員2名が辞退をしておりますので、12名になっております。10月の20日、日曜日に、職員採用試験の実施を計画しております。採用予定人数は若干名としております。採用試験は、一次試験では一般行政職、消防職員、共に一般教養試験と、消防職員につきましては、それに加えて消防適性検査を受検をしていただきます。二次試験につきましては、一般行政職、消防職員、共に作文と面接、消防職員につきましては体力診断を実施致します。これらの試験結果を考慮し、審査、採用となります。職員の採用の内容につきましては、人事の件でありますので、明快な答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

議長 (小野 正路議長)
田島毅三夫君。時間配分をよろしく。半分残っております。

8番議員 (田島 毅三夫君)

課長からそういう答弁がありました。これは県の管轄ですか。町、県、(自席より、町との発言あり。)町ですやろ。だから言ってるんですよ。だから、町の管轄であれば、町が判断していただきたい。そして、もう一つ、やっぱりその今いう、まず、町内に募集をしていただいて、そして集まらなかった場合に

は、県外に広げる、町外に広げると、こういうシステムができないかということについて、一つお聞きしたいと思います。それから、これだけ町が、住民さんが減っていく、人口が減っている、寂れていく、そういう中でね、やはり、その地元の方がこの東洋町に残って仕事をして、そしてまた、家族を養って、家族と生活をしていくという思いで、ここに応募してきていると思うんですよ。そりゃ、もちろん不適合であれば、これは仕方ありませんが、できれば地元の方を優先してから、東洋町発展につなげていって欲しいというお願いでございます。質問でございます。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
人事に関することでございます。ご指摘の事項につきましては、お気持ちはですね、最大限に理解できるところでございますが、正規職員につきましては、機会はですね、均等にする必要がございます。一つ一つのご指摘、ご意見にお答えすることはですね、現時点では誤解を招くということもございませぬので、これ以上の答弁は人事権者と致しまして、すべきでないというふうに考えますので、ご理解を願いたいところでございます。

議長

(小野 正路議長)
田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)
今回については、もう既に、現在ね、募集して、応募して、そして、この20日に、10月の20日にテストが行われると、こういうことになっております。私はできれば、次回からですね、今後、そういうような方針にしていきたいなど、こう思っておりますが、また検討していただきたいと思います。
4番目の質問に入ります。時間どれほどありますか。

議長

(小野 正路議長)
2分の1、あと、切れました。40分の2分の1、切れました。

8番議員

(田島 毅三夫君)
この前のテレビでも、自主防災組織の再編と防災体制の確立についてと

ということでお聞きしたいと思います。この前のテレビでもですね、南海トラフのひずみが次第に蓄積されていて、いつ、震災が発生してもおかしくないことが科学データで示されていました。Xデーは、刻々、近づいていると、そういう中ですね、この9月1日の避難訓練は悪天候で中止になりましたね。次回の訓練までに次の問題点を確認したいと思います。答弁よろしくお願い致します。1つ目に、町内には53箇所という避難場所が設置されております。順次、避難路の整備が行われておりますけれども、それぞれ住民さんは自分の逃げる場所を決めていると思うんですよ。ところが、自分の決めた避難場所へ逃げる訓練を行わなければ訓練の意味がないのに、今、地区によってはひとかたまりになって、全ての人が1点に集まって訓練をしていると、そういう状態なんですよ、今まで何回も言いました。もうほんまに、これで最後にしようかと思っておりますけれども、各部落協議の上、避難所ごとに、そこに逃げる人たちでグループを作ってもらわないかと、こうしましょう。そして、責任者を決めて、人数の把握や介助避難の把握など、各グループごとに綿密な計画を立てていただきます。そして、実践に即した訓練を行うように改めて、もうほんまに、これで最後にしようかと思うぐらいですが、改めて、もう一遍、町長の考えを聞きたい。ちょっと静かにしちよってくれますか。気が散ってたまりません。ということで町長にお聞きしたいと思います。

2つ目になります。以前の答弁では対策本部を野根、生見、甲浦の3箇所に設置して、町職員をそれぞれ本部長として配置すると、こういう答弁がありました。対策本部は防災センターに置くと聞いております。東洋町の全体としましたらね、浸水域で十分な指揮が執れるのかという心配も、先ほど質問しました。これは除けておきますが、生見は役場本庁舎2階フロアーが1メートル浸水する想定ですが、甲浦は18メートルが予測しております。重複しますね、この分も削除しておきます。野根地区は今回、建設しようとする防災拠点施設を対策本部とする考えか。それなら、屋根だけでなく壁も必要であり、通話機器などの設置や、そのための発電装置も必要ではないかと思いますが、その考えはございましょうか。甲浦は全町域が浸水予測が出ております。どこを対策本部にするのか。小学校も浸水するんですよ。もう全て浸水するのに、どこを対策本部にするのか、お答え聞きたいと思います。また、それぞれ職員は誰を配置するのか、指示系統も含めて、計画はできているのかお聞きしたいと思います。避難訓練は、こうしたことも明確に決めた上で、実践に即した訓練をしなければ意味がないと思います。次の、次回の訓練ではこうした実践的、訓練を行えと提言したいんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。また、本部から各避難所へ、また、その逆の通信訓

練も大事だと思います。避難所ごとに決めた責任者から避難状況を各本部に報告する。本部から、また各避難所に通報するという、こういう訓練も次回から行えと提案したいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目になります。消防団員が現在約80人、約ではありませんね、80人います。準消防団を入れたら90何人、9人でしたか、おりますけれども、団員といえどもまず、自分の命を優先しなければいけないと思います。そうだと思います。しなければいけません。そうなったときに、いざのときの団員個々のですね、行動計画は策定されているのか。確認したいと思います。我々は消防団員さんの活動といいますか、その対応に非常に期待しておりますし、おんぶに抱っこしたらいきませんが、やはり期待しておりますが、その各消防団の計画といいますか、避難計画があればお聞かせ願いたい。できておればお聞かせ願いたい。また、この間の答弁で聞きましたが、現在、東洋町で8台の消防車が浸水すると聞いております。その8台の消防車と救急等、車ですね、この高台移転ということも大事になると思うんですよ。復興後のその対策にこれは、この消防車が大変重要になると思います。その消防車あるいは救急車をどこへどうするかというようなことまで決まっておるでしょうか。計画が練れておれば教えていただきたいと思います。次回訓練にはですね、そういうことまで含めた、本当に今、来たというぐらいの真剣な防災訓練をしましょうという提案でございます。避難訓練をですね、まだ日にちはあると思いますので、是非、練っていただきたい。それから、最後になりますが、県は医療施設の耐震化費用をですね、補助する計画が出ておりましたね、この間の県議会の分ですね、本町では二つある医療施設始め薬局など、全て浸水予測地にあります。震災後の救命医療をどうするか。町長、執行部は考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。看護師や保健婦、消防などの確保にはですね、今、現役の方がおりますけれども、とてもその方たちでは間に合わないと思うんですよ、そういう意味から、その方たちをフォローするために、看護師や保健婦、消防などの現役を退いた方をですね、お願いして、ほんで一つのグループでも作っていただいでですね、それでいざのときにはその方たちに、その支援、応援、その対策を手伝ってもらおうと、こういうことを提案したいんですよ。そういう一つのデータ集成といいますか、組織作りはやっていただけるか、やったらどうか、町長にお聞かせ願いたい、聞きたいと思います。また、以前にも言いましたけれども、重機がまた、復興後、災害後に非常に大事になります。ユンボとかブルとかね。そういうものの高台移転と、移動というようなことも町長は考えたことはあるでしょうか。考えていなければひとつここで考えていただいて、そういうことに

対しての答弁をいただきたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)
大坂副町長

副町長

(大坂 哲也副町長)

私の方から、田島議員の一般質問にお答えを致します。私の方からは1、2、3の部分で答弁をさせていただきます。まず1番目です。南海地震による津波浸水域と想定されている地域の住民の方、一人一人がいざというときに備えて、津波避難場所と、そこへたどり着くまでのルートを確認するため、毎年、県が実施する県下一斉津波避難計画、避難訓練に合わせて、町主催の訓練を実施しております。それとは別に、夜間の避難訓練や避難場所への確認ツアーなど、自主防災組織独自で活発に防災活動に取り組んでいる組織も出てきております。田島議員の提言にあります、各自主防災組織で南海地震の津波を想定した訓練計画を立てて、実施していくことは大変重要であると認識しておりますので、次回の訓練に生かしていきたいというふうに考えております。

2点目です。①から、そうか、4点ですかね、ダブったので、省かれましたので、まず、災害対策本部の設置する場所でございますが、生見本庁、ここ1箇所ということになります。それと、休日や祭日、夜間に地震が起こった場合を想定を致しますと、津波による道路の寸断等で、全職員が災害対策本部、生見まですぐには参集できないことが予想されますことから、甲浦地区の職員は甲浦小学校、野根地区の職員は野根公民館へ一旦、集合する場所としております。生見の職員は生見ということになります。建設予定の野根地区防災活動拠点施設も含めて、津波新想定を受けた中での職員の初動体制の確立に向けて、職員初動マニュアルを地域防災計画と平行して、策定作業を現在進めております。

続いて3番目です。田島議員の言われるとおり、東日本大震災を受けて、津波災害に遭った消防団員を含めた、全ての人が自分の命、家族の命を守るため、避難行動を最優先することとしており、消防団員におきましては、避難行動を取りながらも、住民の避難場所まで避難誘導するといったようなことを基本としております。消防団員の個々の行動計画は策定できておりませんが、消防団員はまず、自らの命を守ることが、その後の防災活動において、多くの命を救うことができるという考えが基本となっております。津波災害に当たっては、まず、避難行動を取るという中で、消防車や救急車の高台

移転、高台避難は担当者や場所も含めて計画できておりません。以上です。

議長

(小野 正路議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

私の方からは、この大きい項目の最後の4番にあります、医療施設の耐震化費用の助成等についてのことでお答えを致します。田島議員が言われている補助金というのは、県の耐震化費用の関係で、高知県医療機関災害対策強化事業補助金ということではないかと思えますけれども、町内の医療施設については対象外となっています。というのが、対象となるのが、町の地域防災計画で指定されている医療救護所ということになっておりますので、町内の2箇所というのは、甲浦小学校と野根公民館ということに現在なっておりますので対象外です。それからですね、医療関係者のOBのことを触れられておったと思えますけれども、実は、それについては保健師や医師と共同して患者にですね、医療行為を行うコウメディカルといった医療スタッフの関係の話になるんですけれども、実は現在、安芸福祉保健所管内の市町村で構成するですね、医療救護所に係る検討会というのがありまして、市町村ごとに現役を退いた方を事前に掌握して、協力を依頼するというようになっております。ただしですね、これについては医療行為に関する補償制度の整備を整えた上で、ということになっておりまして、何を意味しますかということ、例えば、本来のその医療行為の中で、万一のことが起こったときに、その責任はどうするのかという問題に、実際出てきます。あるいは、その活動中に、何かに巻き込まれたときの対応、あと、事後の対応ですね、そういうことも含めて全ての状況を、周りを固めていく必要があるということで、そういうことが整った上で、本町においても広報等を活用してですね、事前をお願いをするというようなことでは計画されております。また、重機の関係ですけれども、重機の関係については土木事務所を含めてですね、検討していると承知をしております。以上です。

議長

(小野 正路議長)
田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁もらっておりますけれども、私が今、言っているのは、今、来た

らどうするかというぐらいの危機感を持ってもらいたいとね。これはこういう答弁をこのずっと何年間、遠くからこっちずっと、こういう答弁を受けているんですけども、早い話が、避難訓練にしてもそうでしょう。私が何遍も言うように、一つの場所にみんながただだと集まって行っている場所も、ところもあるんですよ。これでは意味がないと。だから、まず、避難場所ごとに避難グループを作ってもらいましょうと、これがどいて分からんかなと思う。これができたら、もう町の防災体制は、もうがっちりとできるんですよ。そのグループ、大きい、こまいもできるかも分かりませんが、そのグループ、グループで、皆が協力して、計画を立てて避難をしていくという体制、それをまず作りましょうという、これもう最後にします。町長、もう一つやるかやらないかだけで構いませんが、ひとつお願いしたい。これができなければ、この東洋町の防災あるいは避難体制、計画は進まない、前へ、思います。それから、先ほども言われましたが、副町長の方から、こう言われましたね、甲浦小学校は地区の逃げるところ、防災本部は置かないと、本部は生見だけに置いて、野根、甲浦には置かないとこう言われました。そうなる今いう、甲浦小学校は一時避難というような形になると思いますが、そういうことで対応できますか。生見だけに、生見が今いう、瓦礫や何や、山がつえたというようなことで交通が遮断されたようなときにですよ、あそこの今いう、防災拠点に今、倉庫を作っておりますが、そこへ行く道が確保できないというようなことになったときにですよ。どう対応しますか。やはり、この東洋町は野根に一つ、甲浦に一つ、生見に本部、こういう体制を取るべきだと思いますが、これは今後、今後言よってもいかん。すぐに検討して下さい。もう遅いです、早うせんと。

それから、時間がございませんので、申し訳ございませんが、医療の体制について、1点だけ聞いておきます。現在、東洋町に2件のお医者さんがおられますが、両方とも残念なことに浸水域に入っております。医療器具あるいは医薬品などもあると思いますが、どうでしょうかね、こういうお医者さんと話し合いをして、そのときに対応、対策ということは協力願うような話は進めておられるでしょうか。打診をしたことはあるでしょうか。お聞きしたいと思います。もし、なければ至急、対応していただき、お願いしてというか、していただきたい。そして、そのあとですとね、その医療ということについては、たぶんけがしたり病気の方もたくさん出ると思います。そのときには、お医者さんが非常に大事になりますが、そのときに対応について、町もできる限りの応援をしていただいて、そして、東洋町のそういう震災の医療ということについて万全を期してもらいたい。その考えを、何か案があればお聞きしたいと思います。お願いします。

4番目の質問はこれで止めておきます。答弁はして下さい。お願いします。

議長 (小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長 (大坂 哲也副町長)
すいません。1点だけ、災害対策本部の関係です。説明不足でしたが、災害対策本部というのは1箇所、甲浦、野根についてはですね、いったら支部的な役割でですね、甲浦の職員は甲浦、野根は野根の職員ということで対応して行って、本部と連携を取るということですので、よろしくお願いします。(議席より、甲浦はあなたが責任者になるわけですねとの発言あり。)そうですね。私であれば、はい、そうですね。(議席より、野根はどうなるんですかとの発言あり。)野根は、誰になるんですかね。(議席より、いやいや、ほんでねそういうことまで考えてカチッと決めて、今度の防災訓練に対応して下さいとの発言あり。)はい、分かりました。はい、また決まったら報告をさせていただきますので。

議長 (小野 正路議長)
野根は、宿題にしといていいんですね。野根はね、はい。はい、8番、田島毅三夫君。残り10分切りましたよ。残り10分切りましたよ。

8番議員 (田島 毅三夫君)
はい、分かりました。5番目についてお聞きしたいと思います。海の駅の運営再開の問題点と提案についてお聞きしたいと思います。あと3カ月とちょっとで海の駅は完成する予定でございます。出品や販売の仕方をどうするのか。何もない地場産品ですね、生産をどうするのか。また、地元業者との競合をどうクリアするのか。運営の委託先をどうするのかなどですね、たくさん問題点がありますね、そういうものに対して、具体的な決定はいまだにまだできておりません。運営委員会ができてから、もう大分になりますが、何回ぐらい会を取られたのか。その会の中でどのようなことが決まっているのか。現時点までのことで構いません。お聞かせ願いたいと思います。8月28日に町長宛に、これは添付資料2として出させていただいておりますけれども、何点か稚拙なですね、自分の拙案を出させていただきました。そして、それを運営委員会の中で、たたいていただけませんか、提案していただけませんかということでお渡ししたんですが、その後、たたいていただいたのか、提

案していただいたのか、その結果どうなったのか、副町長の方からお聞きしたいと思います。

2つ目にですね、確かに立派な販売施設はできると思います。今も着々とできておりますね。ただその中でですね、売る品物をどうするかということが今、非常に大きな問題になっております。ないんですよ、はっきり言って。魚類はあります。しかしながら、野菜、果物と、その他のものがないんですよ、これはもう最初の、始めにこれができた、この海の駅ができたときから、この問題は分かってたんですよ。だから、私が今まで火事になる以前からこれを言ってきたんです。作りましょうと。ところが、現町長になってから全く腰が上がりません、どうしますかこれは。過去には売るものがなくて、中国産なんか売りましたね、こういうこともありました、そうなったら大変です。これでは地場産品の販売所とはいえません。その対策を町長のお口からどうするかという対策をお聞きしたいと思います。それから、指定管理者としてですね、運営組織は、これは今、16項目の、町長にお願いした項目の中にありますけれども、出品者グループを立ち上げていただいて、町長も先ほどちらっと話がありましたが、それはよいのじゃないかという話がありました。そのとおりだと思います。できればその今いう、出品者グループを作っていただいて、その体制がカッチリと固まった時点で、そこに指定管理を委任していただきたい。したらどうかとこういう提案でございますが、その確約はいただけるでしょうか。できればお願いしたいと思います。それから、もう一つは海の駅自体をですね、運営はそういう人がやってもかまんですが、資本といえますか、それについて一つの提案をさせていただきたいと思います。全町民さんに声を掛けていただいて、そして、もちろん希望者でございますが、一口いくらの株なり、それからどういいますか、そういうものを投資していただいてですね、全町民の店として運営できないか、経営できないか、こういう提案でございますが、この運営委員会の中で、こういうことがたたかれていますのかどうかということに心配して今、質問しているんですが、どうでしょうか。町長、また副町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、9月に出品者登録の受付が始まると聞いておりました。聞けば明日の新聞ですか、それが、募集が出るようでございます。ただ問題は、町外出品者の受入れをどうするかという問題がありました。そしてもし、これを受け入れるとしたらどうするか、地元住民さんとの格差といえますか、そのところをどうするかという問題がありますが、そういうことについて運営委員会の中で、もし、対策、検討されておるのであればお知らせ願いたいと思います。以上です。

議長 (小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長 (大坂 哲也副町長)

最初にですね、運営協議会の会長である副町長に聞くということでございますので、田島さんが出していただいたですね、私案について答弁をさせていただきます。8月28日の海の駅運営協議会には、私、欠席をしておりますことを始めに報告をしまして、おわびを申し上げます。海の駅の運営についての私案、添付資料第2号についてはですね、町長の方から、協議会立ち上げ時の8月28日に、田島議員からの提言ということで、これを参考にしていただければということで、委員及びアドバイザーも含めた全員に配布をさせていただいております。審議していただけたということでございますが、これを基にしての1から16の審議は行っておりません。しかし、第1回、第2回の協議会の中で、16項目中、何点かは、運営協議会の議案として、協議し、決定をしておりますので、よろしく願いをします。

議長 (小野 正路議長)
小池産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐 (小池 昭平産業建設課長補佐)

私の方からは田島議員の質問の1から5についてお答えさせていただきます。1と2の方は両方、一遍に併せて質問ということだったので、両方併せて解答させていただきます。まず、1、2ですが、現在、建設しています海の駅につきましては、地元スーパーなどにある日用品的な、ような出品は基本的には認めないことにしていくつもりでして、地元の農作物や地元業者による水産物、加工品などを中心に品揃えを充実させ、東洋町の地場産品を中心として販売していく予定にしております。ただし、高知県の東の玄関口としての役割もありますので、高知県へ訪れる観光客に対して、県産の土産物、特産品などは販売していく必要があるのではないかと考えております。続きまして、売る品物をどうするかということなんですが、現在、東洋町にはいくつかの加工を含めたグループがあります。その中でですね、ポンカンを使ったドリンク、ドレッシングなども、そのグループが開発し、販売もしておりますし、そういったものを海の駅で販売したり、また、こけら寿司などの特産品も地元にあります。そういったものを食堂などで食べてもらうことができないか、今後、

考えていきたいと思います。

3、4の出品者グループを立ち上げてもらいということ、希望者を募って住民に一口いくらかで出資していただき、全町民の店として運営してもらったらどうかということですが、それにつきましては、前から町長が言われてますとおり、当面は町直営で行っていきたくて考えております。

続きまして、5番目の町外出品者の受入れをどうするかということですが、先ほど田島さんが言われましたとおり、出品者の募集につきましては、町内向けに、9月21日に1回目の新聞折り込みで募集を行いまして、その後、10月の広報でも募集を行う予定にしています。手数料、マージンの検討なんです、運営協議会で諮っていただきまして、手数料につきましては12月議会で条例案を出す予定にしておりますが、その中で、手数料についても示させていただくようにしています。運営協議会の中で、委員の皆様の意見で町内、町外の手数料については差をつけた方がよいのではと意見が出ていまして、今回の募集のチラシには、町内は手数料15パーセントを予定していますというふうに明記して、募集を行うようにしています。以上です。

議長

(小野 正路議長)

田島毅三夫君。

8番議員

(田島 毅三夫君)

地場産品を中心にして、地元業者を中心にして仕入れてくるという答弁がございました。全くそのとおりだと思います。ただ、ここで一つ問題になるのは、地元でそういう産品がないときはどうするのかと、こういうことでございますが、そのときにはどうしますか。市場仕入れ品でも受入れるということになるのでしょうか。そこをもう一つ確認しておきます。それから、今いう、地元産品がないということが今現在、起こってるんですが、これに対して、行政としてどう対応するか。もう店はできるんですよ、もう2月、3月でね。販売が始まるのに、いまだに地場産品の販売する物がないと、これはね、大変な問題ですよ。地場産品を販売して町、再生するという、振興さすということで建てた海の駅に地場産品、売れる物がないということはね、大きな行政の問題でしょう、これは。だから、私は何遍も、何遍もここでこうやって、やりましょう。こうしましょう、ああしましょうという案を出すんですけど、ぜんぜん乗ってこない。乗ってこなければ、どうするか一つ対応を出して下さいよ、行政の方から。このまま行くんですか。これが一つ大事な問題ですので、聞かせていただきたいと思います。それから、どういいますか。これは関連します。地場産品がな

ということとは大きな問題です。仮にそれができたとしても、それをそのまま一次産品として出すのか、あるいは加工するのかという問題も出ます。そういうことも引くくめて地場産品の確保と、それから、その六次産業にさすという、その加工所といいますか、それについて町長の口からどうするかと、もう3カ月で海の駅ができるんですから、日にちがないんですから、ひとつ明確な答弁をお願いしたい。こうするという日にちを切った、場所を切ったぐらいの、明確なお願いをしたいと思います。それから、野根の奥三地区の方から頼まれていました。その集配の件でございますが、ステーション、3月、もう3月ありますが、それまでに早く体制を固めておかなければ、いざというときに間に合いませんが、どこまで進んでいるのか、どうするのか、そのことについて、担当者からお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(小野 正路議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

田島議員の再問にお答えします。地場産品がない場合にどうするかということなんですが、基本的には先ほど申しましたとおり、町内での商品を用意しますが、ない場合にはある一定、市場仕入れの商品も仕方ないかとは考えております。ただ、今までのように個人が仕入れてきて、売るというのはちょっと考えてません。しかるべき団体等をお願いして、仕入れていただくかなというふうには考えております。それと、地場産品がないということなんですが、先ほども言わせてもらいました。地場産品というのがちょっと、どこまでのあれか明確には分かりませんが、東洋町にはこけら寿司、野根まんじゅう、地元(議席より、野菜、果物類との発言あり。)の地場産品ということですか。東洋町の地場産品、野菜とか果物類という、分かりました。東洋町にはですね、今現在、ナス農家が10何軒ぐらいあります。そういったものも東洋町の産品、あと、オーガニックで作っているトマトもあります。他にはやっぱりポンカン、小夏、等々がありますので、やっぱり、そういうものは東洋町の特産として売り出していきたいと思っております。(議席より、通年販売するものはありますかとの発言あり。)ですから、どこの市町村にしても通年、果物、野菜については特産品というのではないとは思ってますが、ですから、(議席より、視察に行きましょうとの発言あり。)はい、分かりました。それと先ほど、一次産品の加工についての問い合わせがありました。当面はですね、海の駅のオープンには、加工施設の方は予定はしておりませんが、今後、県等の

支援もいただきながら、そういった加工の開発については必要ではないかと考えておりますので、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

(議席より、ステーションはとの発言あり。) すいません。抜かってました。集配の件についてですが、6月ですかね、田島議員の方からもそういうふうな指摘がありました。今回の募集の中にですね、集配を希望するか、しないかというのを1点入れてアンケートを取らせてもらってます。それと平行してですね、うちの方じゃないんですが、農協がそういった事業を考えてまして、農協の方が集配だけじゃなしに、そういった海の駅に農産物を出してくれる人に対しまして、手伝いをするというような事業を考えておまして、その事業が、県の補助事業が、農協のそういった事業に乗れるのではないかなと思って、今その方は検討しているつもりです。以上です。

議長 (小野 正路議長)
大坂副町長。

副町長 (大坂 哲也副町長)
先ほど、田島議員の私案の16項目中、何点かはということで答弁をしたんですけれども、詳細な報告がありませんでしたので、再度、報告させていただきます。まず、1点目、市場仕入れの町外産品、基本的には認めない。3、町外業者の手数料、20パーセントを予定、町内は15パーセントです。4、冷蔵使用、協議会の中で議論され、差をつけないことで決定をしました。6、集配、先ほど報告がありましたけれども、申込時に希望の有無を調査し、検討することになってます。8番、看板については8月28日の会で、協議決定をしております。それと16番、市場仕入れ製品、これも同じことになるんですけれども、基本的には認めない。ただし、時期的な農産物等、地元では確保できない時期があるので、農協などの団体にお願ひし、農協と団体の名前で出品してもらえるように協議会で検討するというようなことになっております。以上です。

議長 (小野 正路議長)
8番、田島毅三夫君。

8番議員 (田島 毅三夫君)
まだいけますか。

議長

(小野 正路議長)

2分ぐらいですね。

8番議員

(田島 毅三夫君)

2分。看板の決定というのは、私の提案の部分が決定ですか。(自席より、いや違いますとの発言あり。)うれしがらすな、了解。町外が20パーセント、それも分かりました、それも了解。それから、一つ気になったのは、加工所を今後、考えていきたいと、こういう答弁がありました。今後、考えていくでは遅いんですよ。今後、やると言うてもらいたい。それから、この補助金はですね、JAがやるとなったら、このステーションは補助はもらえますか。いける。(自席より発言あり。)いけるんやったらかまん、良かった。もうこれで5番目は止めておきます。

6番目に入ります。もう1分か。監査委員及び特別職報酬審議会委員の推薦、選任は第三者委員会で行えという趣旨の質問でございます。今、議会で新監査委員が選任されました。その方のことを言っているんじゃない。立派な方ですので問題ありません。私も賛成させていただきました。その人選、推薦はですね、現在、町長によって行われております。また、町長を含めた特別職報酬審議会委員の選任も、町長の任命した委員によって審議され、答申され、それを参考にして、町長が決定すると、こういう仕組みになっております。しかし、考えてみますとですね、自分たち執行部の会計業務を監査する委員を、監査される側の町長が選ぶというのはおかしいのではないかと疑問があるんですよ。これはまた、この間の議運の中でも言わせてもらいましたが、次のことにせんかということでも終わりましたけれどもね。今日は町長に確認したいと思います。また、自分の給料が適正かどうかを判断する審査委員会をですよ、審査される町長が選任すること自体おかしいのではないかと、これは皆さん疑問を持っておりませんか。私だけでしょうか。町長は23年6月の行政報告において、監査委員事務局も執行部側の総務課からチェック側の議会事務局に移すと、こう言われまして、現在のように体制を変えてくれましたね、そのとおりなんです。それであれば、私は、これは二つの委員会委員選任にしても、やはりそのようにチェックされる側がされる人を、違う、どんなに言うた。される側がするものを選ぶということ自体おかしい、これはね。そういう意味からも、今後、行政事務を正当化、民主化させるためにもまず、この両委員の推薦及び選任は、公募などの公平で公正な人選で選ばれた委員によって行うよう提案しますが、町長の考えをお聞きしたい。これが最後です。

議長

(小野 正路議長)

はい、答弁者はありますよ、時間は。いきますか。はい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ゆっくり、お答え致します。第三者で行えということでございますが、特別職等報酬審議会でございますが、これまでには通常ですね、特別職と議員の報酬も含めて、同時に審議に付すということが一般的といいますか、これまで行ってきたわけでございます。私になっては、まだ一度も諮問を要請を致しておりません。前町長がですね、どのような諮問を取ったかは別と致しましてもですね、改定を要する情勢やその時期と判断されうる場合には、当然に諮問機関として人選もしなければなりませんし、組織もしなければなりません。審議終了と共に、解散することになっておりますが、過去にはですね、金融機関の支店長でありますとか、各種団体の長が主体として選ばれてきたと、私自身も記憶をするところでございます。委員は制度等にも精通をし、経験や有識者の方が、どなたでも良いと考えるところでございますが、条例上、諮問機関でございますので、町長が委嘱するとなっております。公募という方法にはなかなか、なじまないのではないかなというふうに考えております。また、監査委員につきましては、当然に議会の議決も必要ということになります。提案する側と致しましては、議会の賛同を得られるという、確信が持てる方ということが必要条件となってくるわけでございます。適任者というのは監査委員に限らず、他の行政委員の確保にも大変苦勞をしているところでございます。ご承知のとおり、町人口の減少に伴いまして、各種の行政委員の方々にも兼務、兼務というような形をお願いをしているところでもございます。ご本人からの同意もいただかなければなりません。また、新陳代謝といいますか、人材の発掘にも苦慮しているという現状にご理解をお願いしたいところでございます。監査委員につきましても、公募ということにはなかなか、なじまないものというふうに私自身は認識をするところでございます。最後にですね、田島議員も議会議員と致しまして、この何期もですね、勤められました。勤められております。何代もの首長にも接してきたというふうに認識しておりますので、今後、議員として大ベテランということでございますので、是非、田島議員も含めまして、議会議員の方々から随時、各種行政委員等の適任者と思われる方がございましたらですね、是非、ご推薦していただければ大変ありがたく思うところでございます。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

町長も、いいですね、もうないですね。はい、田島毅三夫議員の一般質問が終わりました。

次の質問者に移る前に、ちょっと時間は早いんですが、お断りしておき、お諮りしておきたいんですが、5時になるとですね、一応、会議は、ということになるんですが、5時回っても一般質問が終わるまで会議を続けたいと思いますが、それにご異議ありませんか。(自席より、異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。さよう決しました。

続いて、福島登君の質問を許します。件名は、自主防災組織の活動等について他1件であります。答弁者は担当課長、課長補佐、担当職員となっております。1番、福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登君)

新人の福島でございます。初めての一般質問でございますので、皆様のご協力をよろしくお願いを致します。質問の1つ目は、自主防災組織の活動等についてでございます。その中で4つに分けて質問したいと思います。各地区の自主防災組織の活動の現状についてでございます。既に東洋町は、各地区には自主防災組織があります。その自主防災組織が行っている避難訓練や避難場所での備蓄などの取組についてお聞きを致します。最初に申し上げますが、田島議員さんと重複するところがありますが、初めてですので、その辺りよろしく。

議長

(小野 正路議長)

結構です。はい、質問して下さい。

1番議員

(福島 登君)

はい、2つ目。現在、また、今後の各地区組織に対する支援策等についてでございます。各地区の自主防災組織のリーダーの皆さんの中には、仕事を持ちながら自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神で活動をなされている方が多いとお聞きを致しております。各地区の組織に対する県や町の物的、人的支援策等についてお聞きを致します。

3つ目に、白浜地区を囲む3つの橋、小池川橋、小池橋、小池中橋の耐震化についてでございます。耐震の現状及び今後の耐震化の計画についてお聞きを致します。

4つ目でございます。担当職員の兼務についてでございます。防災担当職

員が観光振興協会の事務局を兼ねています。観光振興も重要な取組だと思いますが、防災については町民の命や財産を災害から守る極めて重要な業務だと考えております。兼務業務解消等についてお聞きを致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

それでは、福島議員のご質問にお答えを致します。私がお答えをするご質問は1番と2番になりますので、よろしく願い致します。まず、1番目の各地区の自主防災組織活動の現状についてということですが、町内には40組織の自主防災組織が設立をされておりまして、組織率は100パーセントとなっております。自主防災組織の皆様方には日頃から津波避難場所、避難路の草刈り等の維持管理にご尽力をいただき、大変感謝をしているところであります。ご質問の自主防災組織によりまして、避難訓練や避難場所への備蓄などの主な防災活動につきましては、まずは毎年、県が実施する県下津波避難訓練に併せて実施する町主催の津波避難訓練への参加をお願いしております。避難場所への備蓄につきましては、各地区の津波避難場所へ防災倉庫を設置致しまして、避難場所や避難路の維持管理、災害時の一時的な避難時間を想定しての必要な資機材、あるいは救助用の資機材の整備を進めております。昨年は県の津波新想定を基に、津波避難場所の設定と津波避難路の整備計画について、ワークショップに参加をいただき、各地域の津波避難計画を作成したところであります。それ以外にも活発に活動をしている組織につきましては、夜間の避難訓練や津波避難場所の確認ツアーの実施、それから毛布や水などの備蓄への取組をしている組織もあります。

続きまして、2番目の自主防災組織に対する支援策等についてということですが、自主防災組織の自主的な防災活動としまして、学習会への講師派遣や防災訓練に係る経費、津波避難場所や津波避難路の簡易な整備など、地域の防災力を高める取組を計画する、あるいは実施することがありましたら、対応したいと考えております。また、各自主防災組織が津波避難場所や津波避難路の草刈りを実施する場合などは、草刈り機の燃料代は町が負担しておりますので、いつでもご連絡いただければと思います。あと、自主的な避難訓練などを実施する場合も、けがなどに対応する保険も適用さ

れますので、事前にご相談いただければと思います。私の方からは以上です。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
私の方からは、③の白浜地区を囲む3つの橋の耐震化についてお答えを致します。小池川橋につきましては、平成22年度に橋梁補修、耐震補強工事が完了しております。内容につきましては落橋防止、橋面舗装、高欄補修等です。この橋については、震度7程度に耐える設計となっております。小池橋、小池中橋については、平成25年度に設計委託し、平成26年度橋梁補修、耐震補強工事を実施する予定です。以上です。よろしくお願い致します。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
福島議員にお答えを致します。私の方からはですね、4番目の件でございますが、人事に関係してくることでございますので、私からお答えを申し上げます。現在でもですね、観光振興協会も含めた観光のですね、事務局は1人だけが担当しているわけではございませんので、複数で担当をしております。このことは、何と申しますかね、腕立ちがおりすぎるとですね、目立ちすぎます。1人がやっているかのようにも見えますので、その辺のところもあろうかと思いますが、これまでもですね、1人が一つの仕事という意識や職務姿勢では地域の実態に追いつけないということで、横と横の組織の連携が大事であるということを議会でも何度も答弁をして参りました。仕事納め、仕事始めにも述べてきたところでもございます。職員の意識変革を求めてきたところでございますが、人事についてもですね、勤務評定におきましても、相当の刺激策も検討していかなければならないのではないかなというふうにも考えているところでございます。実際、3.11以降、最も予算額の増大をしてきておりまして、それだけをとりましたも、喫緊の課題と致しまして、防災対策が当然に、最優先をされる情勢にあるわけでございます。消防担当も含め、2名体制としているところでございますが、どこの部署も一つだけの仕事で毎日が済んでいくというような時代ではございません。連携して、横組織として

動く体制が求められているわけでございます。また人事的にも過渡期という状況を迎えております。防災担当も大変努力はしてくれておりますけれども、当然、それだけが一つの職務というわけにはいかないわけでございます。現在は、管理職の新陳代謝にも対応していかなければならない時期でもございます。どの管理職もですね、現在の部署が1年未満、長くて2年目ということでございます。人材の育成、若手職員の育成ということも大事な時期と捉えているところでございます。小さな自治体では、どこも防災担当が手薄の状況にあることも事実でございますが、全体的に限られた財源と人員配置や職員総数を含めた人事管理の中で、やるものとやらないものとの人事評価もしていかなければ、若い職員に悪影響を及ぼすというようなことにもなってくるわけでございます。時期を見て、人事は常に、慎重さと大胆さをもって実施して参りたいとの考えでおりますが、全体に、これはちょっと省いておきますが、先ほど申し上げましたように、現在の部署が1年未満、長くて2年目ということのご理解をお願いを申し上げます。そして、事業の優先度や時期ということも考慮致しまして、事務の配分も含めた対応に努めていきたいというふうにご理解を願いますので、ご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
1番、福島議員。

1番議員

(福島 登君)

はい、すいません。再問です。1つ目の備蓄品について、もし各防災組織がこういうものを避難所に備蓄したいというときに、金銭面についての支援があるかどうかを一つお聞きしたいと思います。

次に、2つ目ではですね、私も議員として、各防災組織の活動について積極的に後押しをしたいと思いますが、町についても、各組織に町内外の取組の実態を紹介するなどですね、活動を積極的に後押しするような取組を求めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

3つ目のところですが、私の知る限り、地域財政計画、24年10月の計画では確か、小池中橋、小池橋とも平成25年の完成であったように思いますが、完成は小池中橋と小池橋は26年の完成というのがほんまなんですか。それを一つです。

それと、あと4つ目の人事の件については、職員の、職員数の適正化とか、経費削減のことがあると思いますので、今後も町長がおっしゃったように横のつながりをまた、重要にやっていただいて、風通しのえいようなやり方

で、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

(小野 正路議長)
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)
福島議員の再問にお答えを致します。自主防災組織が自主的な活動の中で、備蓄品をいろいろと備えたいというご相談がありましたら是非、対応をさせていただきたいと思います。それとあと、全国各地域のですね、先進的な自主防災組織の活動事例の紹介をということですけども、ただ今、県の方がですね、そういった取りまとめを、調査をして取りまとめをしております。公表のやり方というのはまだ未定なんですけれども、是非、参考になると思いますので、そういう時期が来ましたらお知らせをしたいと思います。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真喜博産業建設課長)
福島議員の再問にお答え致します。完成は平成26年度を予定しております。

議長

(小野 正路議長)
2点目に入ってください。どうぞ、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登君)
2つ目の質問でございます。町税の徴収強化等についてでございます。これも二つに割って質問したいと思います。徴収業務に携わる職員研修等の現状について、24年度歳入の町税が対前年160万6,000円の減額とお聞き致しております。一因には、税を納める世代が減少したこともあると思います。そのような状況でも徴収率は1.7パーセント上昇しております。税の徴収強化については大変な業務だと考えております。職員研修等の現状についてお聞きを致します。

2つ目でございます。徴収業務のマニュアル化についてでございます。庁内担当職員は、数年で配置換えがあると思います。徴収強化には経験と技

術の蓄積があつてこそ、徴収率の上昇につながると考えております。徴収の事例や技術を個人情報に配慮しながら、後任の者に引き継ぐための策としてマニュアル化が必要だと思ひます。この件についてお聞き致します。午前中の関連質疑の中で、債権管理条例ということもありましたが、まず、できるものがマニュアル化だと思ひますので、これについて質問を致します。

議長

(小野 正路議長)
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えを致します。まず、1点目ですけれども、徴収業務に携わる職員研修等の現状についてでございます。まず、納税は国民の3大義務の一つでございます。滞納になっている税金を放置していくことは、納期限内にきちんと納付をしていただいている大多数の住民の方との公平性を欠くこととなります。このことから、本町でも納期限内に納付のない方に対しまして、督促状、また催告書などによりまして、自主納付を促しております。それでも納税に誠意が見られない住民の方に対しまして、税の公平性を保つため、やむを得ず滞納処分をして財産調査を行い、差押え等を行っております。昨今、徴収のノウハウの向上を図ろうという取組みが、全国的、県下的に行われている状況の中、本町におきましても、徴収の徴収強化の取組みを図っているところでございます。24年度には市町村間の職員交流や滞納処分を前提とした、一部事務組合などへ研修に参加を致しております。24年度には昨年度ですが、南国香南香美租税債権管理機構や室戸市の滞納整理課との職員交流を図っております。また、安芸市の税務課の方に預貯金の差押え実地研修等にも参加をさせていただいております。24年度は延9名の税務課職員を参加しております。また、本年度、25年度には南国香南の債権管理機構と香美市との合同捜索へ参加をさせていただきました。この実地研修には税務課職員3名、参加をしております。今後もこうした職員のスキルアップにつながる研修に参加をしていきたいと考えております。

次に、②でございます。徴収業務のマニュアル化についてのご質問でございますが、私も昨年の4月の人事異動で、税務課2年目でございます。本町独自の徴収業務マニュアルというのは現在、作成はしておりません。現在、税務協会が発行をしております滞納整理の手引きを基に滞納処分を進めております。この書籍を参考にしながら、町内のいろんな滞納事案について課

内で協議し、対応、また対処をしております。分からないケース、また、行き詰ったケース等もございます。こういった場合には、租税債権管理機構など、先進的な市町村、団体等に聞き合わせを行い、滞納処分等を進めております。今後、将来に向かって徴収を強化していくためには、徴収業務の基本でございます徴収職員のスキルアップが最も重要であると考えております。徴収業務にはいろいろな滞納者を相手に折衝しまして、状況に応じてその職員の判断に基づき滞納処分を執行し、また、納税の重要措置を執るなど、臨機応変に対応を求められることが多々ございます。滞納者の全てに共通を致します税を滞納しているという、たった一つの事実と、得ようとする結果、完納という、たった一つのことであると考えますと、徴収業務は多種多様でなく、シンプルなものでございます。滞納者に対するアプローチの仕方はそれぞれ担当者の方法によって、いろいろな対応の仕方があります。ですが得られる結果は常に同じでございます。福島議員のご提案されているように今後、徴収の強化を図ることで滞納処分の事案が多々、今後、発生を致します。個々の職員が経験を積み重ねることで、自分自身の手で自分なりのマニュアルを作り、それを課内で取りまとめまして、後任の方に引き継ぐようなマニュアルを今後、作成をしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いを致します。

議長

(小野 正路議長)

はい、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

今後共、関係機関や警察とも協力して、この徴収業務については粘り強く取組んでいただきたいと思います。課長のお話は、私も満足致しております。それと最後に、徴収業務の技術や技能がスムーズに引き継げるように、担当職員を1名残すような配置換えの際の人事配慮をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長

(小野 正路議長)

福島登君の質問が終わりました。続きまして、高畠俊彦君の質問を許します。件名は、緊急地震速報時の町民の行動調査について他2件であります。答弁者は町長他となっております。高畠俊彦君、質問を始めて下さい。

4番議員

(高畠 俊彦君)

高島でございます。質問の1、2は同じような内容でありますので、一緒に質問をさせていただきます。少し前置きがありますが、よろしくお願い致します。先ほどの福島議員の執行部の答弁でも、自主防災組織100パーセントと言われましたが、組織だけでは、内容が伴わなければ、何の意味もないんですよ。今の充実した自主防災組織といえるでしょうか。質問に入ります。8月8日、午後4時56分、大地震です。大地震です、という緊急地震速報が突然、流れました。幸いにも誤報であり、難を逃れることができましたが、この地震速報は、国の消防庁から東洋町近辺で大きな地震が起こった、南海地震かも分からない大きな揺れが来ますので、避難して下さい。という地震の関係する県、市町村に対して、消防庁から緊急地震速報が流れたものであり、速報を聞いて、初めて役場も、町民も同時に地震が起こったことを知るのであります。後日、私が地震速報が放送されたとき、町民はどのような対処をしたのか62人ぐらいの方ではあります。聞き取り調査を致したところ、大半の方が町の防災放送、光電話の地震速報は、東洋町役場が放送したものだと言っていました。町民の方も地震速報は、国の消防庁からだということ覚えておいて下さい。8月8日の大地震速報が放送されたとき、町民はどのような行動を取ったのか、62人ぐらいの方に聞き取り調査をした結果ではあります。避難のためのリュックを持って、外に出て揺れを待った1名。持って逃げるものをまとめるため、家の中で揺れを待った1名。何も持たずに外に出て揺れを待った12名。玄関を開け、家の中で揺れを待った2名。勤務中なので職場の中で揺れを待った32名。外に出ていたのでそのまま揺れを待った14名ということであり、62名の方の中で誰1人として、この地震速報を聞いて避難場所に、避難タワーに逃げたという人はおりませんでした。ほとんどの方は、その場で地震の揺れを待ったというのが、今の東洋町の町民の実情であります。神戸淡路大震災のときは、死者の80パーセントは建物の中であり、東日本大震災のときの被災者の3分の1は、建物の中で死亡し、けがをしております。南海地震の場合、揺れ始めてから津波が来るまで、東洋町の場合は5分から10分、3分ぐらい揺れるとすれば、2分から7分の間に津波が来ます。果たして、どれだけの町民が、今の現状の考えのままでは、避難場所まで逃げるのでしょうか。大惨事になるのは明らかであります。町民を、命を守るのが行政の第一の使命であるならば、この1年間、毎回、定例議会でソフト面である地区防災組織の充実強化を、私は訴えてきております。あまり進展が見えてきておりません。緊急地震速報が放送されても、揺れが来なければ逃げない、今の東洋町の実情であれば、国が室戸沖、海陽町沖に何億、何十億を掛けて地震の揺れる前に、

町民に1秒でも早く知らせ避難をしてもらおうという、ドネット2も揺れ始めて、始めなければ、逃げないのであれば何の意味もありません。町も何億も掛け、避難タワー、避難場所、避難通路を整備しておりますが、そこまでたどり着かなければ、何の意味もありません。何にもならないんですよ。南海地震が起こるのは1日、1日と近づいておるはずであります。町民の地震津波に対する考えの強化を図らなければ、図るのは行政の仕事であります。今回、8月8日の地震速報が放送されたとき、どのような、これ質問に入ります。町民はどのような地震津波に対する行動を起こしたのか、役場、消防、警察、学校、各種団体はどうであったのか。調査し、分析し、町民意識の向上を図らなければ助かる人も助かりません。町民の命を守るのが行政の第一の使命であるならば、このままでは、行政はあまりにも無責任であると思えます。

質問2に入ります。南海地震予兆調査委員会よりの提案であります。南海地震について、ひかり電話でワンポイント情報を放送してはどうでしょうか。例として、緊急地震速報が放送されたら、まず、玄関を開けて靴を履きましょう。こういうようなことをいろいろ考えると思うんですけど、そういうことを植え付ける、そういうようなことも大事なことでないでしょうか。南海地震予兆調査委員会は南海地震から町民の命を守るのが第一の目的であり、このままの地震に対する町民の考えでは助かる人も助からないと、私たちは思っております。この2つの点について町の方から答弁をお願い致します。

議長

(小野 正路議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

高畠議員のご質問にお答えを致しますけれども、1番、2番合わせて答弁させていただきます。現在、消防庁の全国瞬時警報システム、それから、気象庁の緊急地震速報といった情報通信基盤の整備が進んでおりまして、地震発生直後に防災行政無線はもちろんですけれども、所有率の高い携帯電話にも揺れの到達時刻や震度を即座に知らせしてくれる情報伝達網が、本町におきましても充実してきたところであります。しかし、先日の8月8日の緊急地震速報は、のちに誤報と発表されましたが、その情報をキャッチしながらも、住民の避難意識はあるものの、行動意識には移さなかったという、高畠議員独自の住民意識調査を踏まえて、その実態が浮き上がってきたこととなります。62名もの中で、誰1人も避難行動を取らなかったことから、地震津

波に対して自分の身を守る知識が身につけているものの、適切な行動が取れていないといった実態の改善策として、今後、ソフト対策を実施していく中で、その効果を含めまして、住民意識調査の実施に向けても検討していかなくてはなりません。今回の件をとりましても、毎度、ご指摘のソフト面の充実強化が住民にとっても、行政にとってもいかに必要かという中で、光ケーブルのIP告知端末を活用した、南海地震の備えての啓発情報をというご提言について、慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦君)

再問致します。私の聞き取り調査の中で、こういうことを話してくれた人がいました。8月8日、ちょうど夏休みでありましたので、大阪から小学生の孫が来ていたそうであります。緊急地震速報が放送されたとき、その子供が、おばあちゃん、机の下に隠れてと、大きな声で叫んだそうであります。東洋町も、生徒に学校で地震に対する対処法は教えると思いますが、現実にとこったとき、どのような行動を取ったのか。調査することが、大惨事を少しでも少なくするためには、どうしても必要なことではないでしょうか。調査のほどよろしくお願いを致します。津波に対する避難場所が一番遠いのが白浜地区であります。国の想定外の高さには足りませんが、避難タワー2基できております。しかしながら、山の避難場所に逃げるのが、私はベストだと思っております。時間さえあれば。避難場所に逃げる所要時間は白浜地区、白浜地区の場合です。白浜地区の明神さん宅を中心として考えると、私の足で小学校の避難場所まで約7分。河内の避難場所、滝下さんの上にありますね、滝下さんの上まで、避難場所まで約7分。明神通りを抜け、小池の避難場所、小川さん宅の上であります。約6分かかります。先ほども言いましたが、南海地震の津波の場合は、地震の揺れ、震度7ぐらいの揺れは全然動けません。地震の揺れを引くと、白浜地区の場合は5分から10分で津波が来ます。1秒を争う問題であり、そのとき迷っている場合ではございません。迷いよったら間に合わん。すぐ行動が伴わなければならないのであります。そのためにはどうしても地区防災組織の充実を図り、意識向上を図らなければならないと思います。南海地震はいつ起こるかも分かりません。早期の地区防災組織の強化を速急にやるべきだと私は思います。答弁は要りません。続いて質問3に入ります。

議長

(小野 正路議長)

はい、入ってください。

4番議員

(高島 俊彦君)

はい、海の駅についての質問であります。同僚議員も質問されたし、海の駅の運営協議会の資料もいただいておりますので、1点だけ質問させていただきます。海の駅のオープンまで約3カ月余りであります。運営をしていくに当たって、店内の配置、運営方法、他店への視察とスタッフは多忙を来しておるところであります。海の駅は、我が東洋町にとって最大の観光PRの拠点になるはずであります。オープンまでできる限りの準備を、用意周到にしなければならないと思いますが、海の駅運営上の責任者と思われる事務局の小池君は、いまだに産業建設課の仕事も兼務しておると聞いております。そんなことで、オープンまでに十二分な準備ができるのでしょうか。兼務を外し、海の駅のオープンに向けて、全身全霊を注ぎ込まなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞き致します。

議長

(小野 正路議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

仕事ができんということでしょうかね。質問の趣旨ですが、兼務の考え方に付きましてはですね、先ほど福島議員にも答弁致したところでございます。基本的なことでございます。1人が一つだけの仕事しかしない、職務しかしないというようなことはですね、どこの部署におきまして、共通してこれはあり得ないことでございます。人員配置には適材適所ということもございしますが、当面、直営ということでございますので、所管課の担当ということになっております。当然、この4月1日からということでございます。ご心配をお掛けしておりますけれども、当然に課内での対応、お互いの連携、あるいはまた他の課からの応援も必要となってくるわけでございます。これは当然、町を挙げてやっていかなければならないわけでございまして、ただ単に、兼務を解消するというような考えは持っておりません。今は兼務という状況ではないわけですね、同じ課の中の一つの仕事なんです。そこにはやはり、時期、時期によって優先度もあります。4月から5月はこの仕事が忙しい、年中その仕事だけが忙しいということではないわけでございます。これは一般的なことござい

ますが、ご指摘のように、海の駅ということでございますので、当然にオブザーバーの県の職員の方にもご心配をお掛けしております。経営の方法でありますとか、配置の問題でありますとか、いろんなアドバイスをいただくことにもなっておりますが、全体的にですね、先ほどもお答え致しましたように、観光協会の事務局も、たった一人では担当してはおりません、海の駅の運営協議会の事務局も、たった一人だけが担当しているわけではないわけでございます。努力をして努力できなければ、何らかの対応も考えていかなければなりません。ということでひとつご理解をお願いしたいと思います。

議長

(小野 正路議長)
4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦君)
今の町長の仕事をできんということですかね、というような答弁、これ、撤回してもらいたい。そんなこと言っているのと違いますよ。町の最大のアピール拠点、できるだけ、それに対する準備をできるだけ、それこそ全身全霊を込めてやってもらいたいということを言いよるのであって、その人が仕事をできんやいうことを言っているのと違うんですよ。本当に海の駅は東洋町にとって、どうしても成功させなければならぬ観光アピールの拠点であると、だから全力で取組んでいただきたいと、兼務を外してでもよ、その人によ、時間の許す限り、全力で取組んでもらいたいと言っておるんですよ。それを担当者が仕事ができん、そういうように解釈され、そういうような思いで取られたら、本当に、何言うんですかね、そういうことを言っているのと違うんですよ僕は。終わります。

議長

(小野 正路議長)
はい、答弁はいいですか。要りませんか。(議席より、やって下さい、お願いしますとの発言あり。)松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
ご心配のですね、言っていることはよく分かっておりますが、私は全体として捉えた答弁をしているわけございまして、ただ兼務(議席より、ほんだらとの発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

答弁、答弁させて下さい。

町長

(松延 宏幸町長)

兼務を直ちに解消するとかですね、そういうようなことではいけないということを申し上げたわけでございます。当然、今、担当はですね、一生懸命やってくれておりますよ。当然のことです。ですから、しかし、それでも間に合わない場合、当然、課内での全員の対応も必要ですし、他の課からの応援も必要となってくるということも当然、想定されます。当然、1人だけではですね、期間が短くなってくれば、いろんなことにも対応していかないけません。そういう意味で、他の課からの応援も必要となってくるというふうに答弁をしているわけでございます。ただ全体的なことを捉えたときに、1人が一つの職務というようなことではなかなか難しい状況にあると、ですから、横の連絡を取り合うような、横との連携が大事であるということを常に言ってきているという、福島議員の答弁にも同じようなことを申し上げたわけでございます。以上でご理解を願いたいと思います。

議長

(小野 正路議長)

はい、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦君)

自分の言わんとすることは、町長は理解してくれたと思うんですけども、ただそういうような、町長として仕事をできないんですかというような言葉は出すべきではないと、私は思っております。質問終わります。

議長

(小野 正路議長)

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。これにて本日の会議を閉じます。これで、平成25年第3回東洋町議会定例会を閉会します。放送もこれにて終了致します。長時間お疲れさまでございました。

(閉会時間:17時33分)